

(案)

しまだ子ども未来応援プラン

～島田市子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年3月

はじめに

子どもは、希望と活力に満ちた次代の社会を創る原動力であり、地域の大切な宝です。

また、子どもが健やかに生まれ、豊かな心を持ってたくましく育っていくことは、私たち市民全ての願いでもあります。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針においても、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証することを目指すとうたわれています。



このため、私たちは、子どもが安心して、自分らしくいきいきと暮らすことのできるよう、子育てにかかる様々な負担の軽減や不安の解消を図り、地域全体で子育てしやすい環境づくりに取り組んでいかなければなりません。

当市では、これまで人口減少や少子化の流れを変えるため、「次世代育成支援島田市行動計画」に基づき、子どもの育ちを地域全体で支える協働での子育て支援の取組を積極的に展開してきました。

しかし、少子化はその後も進行し続け、また、核家族の増加や地域のつながりの希薄化も加わり、子育て中の親子の孤立化や子育てに不安や負担感を抱く保護者も増加してきています。

こうした厳しさを増した子育て環境の改善を図り、安心して子育てができるよう、地域の実情にあった子育て支援策を盛り込んだ「しまだ子ども未来応援プラン～島田市子ども・子育て支援事業計画～」を新たに策定しました。

本計画では、「子育てがしやすいまち パパ・ママが住みたくなるまち 子育て応援都市島田」を基本理念としています。これは、未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもの幸せを第一に考え、子どもをまんに据え、家庭や地域、企業、教育・保育機関等子どもを取り巻く地域社会が一体となって子育てを支援し、子どもにも親にもやさしい、子育てしやすい環境づくりを目指すものです。

今後、本計画に沿って、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡充・質の改善、地域における子育て支援の一層の充実に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました島田市子ども・子育て会議の委員をはじめ、関係者、関係団体の皆様、また、アンケートなどに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

島田市長 染谷 絹代

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
4 計画の対象.....	3
5 子ども・子育て支援新制度のポイント.....	4
(1) 保育の必要性の認定.....	4
(2) 新たな給付の創設.....	5
(3) 地域の子育て支援の充実.....	6
第2章 島田市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
1 統計による島田市の状況.....	7
(1) 人口の状況.....	7
(2) 子ども人口の推移と予測.....	8
(3) 世帯の状況.....	9
(4) 出生数・合計特殊出生率の状況.....	10
(5) 婚姻・離婚の状況.....	12
(6) 女性の労働の状況.....	13
(7) 要保護児童の状況.....	14
(8) 特別な支援が必要な子どもの状況.....	14
2 アンケート調査の結果概要.....	16
(1) 島田市子ども・子育てに関するアンケート調査の概要.....	16
(2) 調査の結果の概要.....	17
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	23
1 計画の基本理念.....	23
2 計画の構成と施策の体系.....	24
(1) 計画の構成.....	24
(2) 施策の体系.....	25
第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	27
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって.....	27
(1) 量の見込みと確保の内容の設定.....	27
(2) 教育・保育事業の提供区域の設定.....	27
(3) 具体的な推進方策.....	28
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容.....	29

(1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）	29
(2) 保育事業（保育所、認定こども園等）	31
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	34
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	35
(2) 時間外保育事業	37
(3) 一時預かり事業	38
(4) 病児・病後児保育事業	40
(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	41
(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	43
(7) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	44
(8) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	46
(9) 養育支援訪問事業	47
(10) 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業	48
(11) 妊婦健康診査事業	50
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）	51
(13) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	51
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）	51
第5章 子育て施策の展開	52
めざす子育て1 親力の育成	52
施策1 親子のふれあいの場の充実	54
施策2 子育てに関する講演や講座等の充実	54
施策3 子育て中の親同士の交流	55
めざす子育て2 就学前の子どもの教育・保育環境の充実	56
施策1 多様な教育・保育の提供	57
施策2 教育・保育の質の向上	58
施策3 産後の休業及び育児休業後の保育サービス利用への支援	58
めざす子育て3 子育てと仕事の調和の推進	59
施策1 企業における子育てと仕事の両立に対する取組の促進	60
施策2 父親の子育て参画の促進と意識の啓発	61
めざす子育て4 地域における子育て支援の充実	62
施策1 子育て支援ネットワークの充実	63
施策2 地域協働による子育て支援	63
施策3 子育てを支える人材の育成	64
施策4 多世代間交流による「地域で子どもを育てる」機運の醸成	64
めざす子育て5 安全・安心な子育て環境の整備	65
施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実	66
施策2 子育て家庭への経済的援助の推進	67

施策3 子どもの安全な居場所づくり	67
めざす子育て6 親と子どもの健康の確保及び増進	68
施策1 各種健康診断・予防接種等の充実	69
施策2 健康相談・訪問の充実	69
施策3 発達支援体制の充実	69
めざす子育て7 特別な援助が必要な家庭の生活の向上	70
施策1 ひとり親家庭等の支援の充実	71
施策2 障害のある子どもの支援の充実	72
施策3 育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進	72
第6章 計画の推進にあたって	73
1 計画の推進体制	73
(1) 庁内の連携体制	73
(2) 市民や地域、関係機関との連携体制	73
2 計画の進捗管理と評価	74
(1) PDCAサイクルを活用した進捗管理と評価	74
参考資料	75
1 計画の策定経過	75
(1) 平成25年度	75
(2) 平成26年度	75
2 委員名簿	77
(1) 子ども・子育て会議	77
(2) 子ども・子育て支援事業計画 策定委員会	77
(3) 子ども・子育て支援事業計画 策定作業部会	78
3 子ども・子育て会議条例及び策定委員会設置要領	79
(1) 子ども・子育て会議条例	79
(2) 島田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要領	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化の流れは、就労環境や地域住民間のつながり、子育て・結婚観などに大きな変化をもたらし、急速に変化してきました。この様な状況の中で国は、少子化対策として、平成 15 年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきました。しかし、少子化はその後も進行し続けており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの高まりや、核家族化や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てへの不安感、負担感の増加など、子育てを取り巻く状況は変化し続けています。

こうした変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、国は、平成 24 年8月に、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この3法に基づいて平成 27 年4月から施行される新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、「認定こども園の普及」「保育の量的拡大による待機児童の解消」「幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量的拡充と質的向上」「少子化が進んでいる地域での子育ての支援」を目指しています。あわせて「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

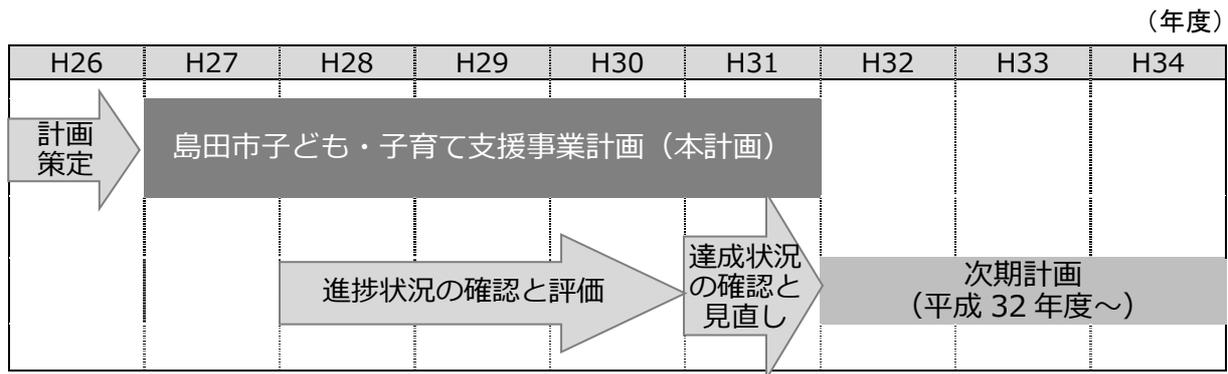
当市では、平成 18 年3月に「次世代育成支援島田市行動計画」を策定し（その後平成 22 年3月に後期計画を策定）、子どもの育ちを地域全体で支える総合的な子育て支援の取組を進めてきました。この「次世代育成支援島田市行動計画」の基本理念である「子どもをまんなかに 子育て応援都市 島田」の「子どもを中心に据え、子どもの未来・幸せを第一に考える」という視点を引き継ぎながら、「地域の実情に応じた島田市ならではの子育て支援」「地域全体で子育てを応援する」という視点をより強化し、「子どもの健やかな育ち」「保護者の子育て」を社会全体で支援する環境を整備することを目的に本計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。

本計画で定めた各施策や事業の進捗状況の確認と評価を毎年度行い、計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

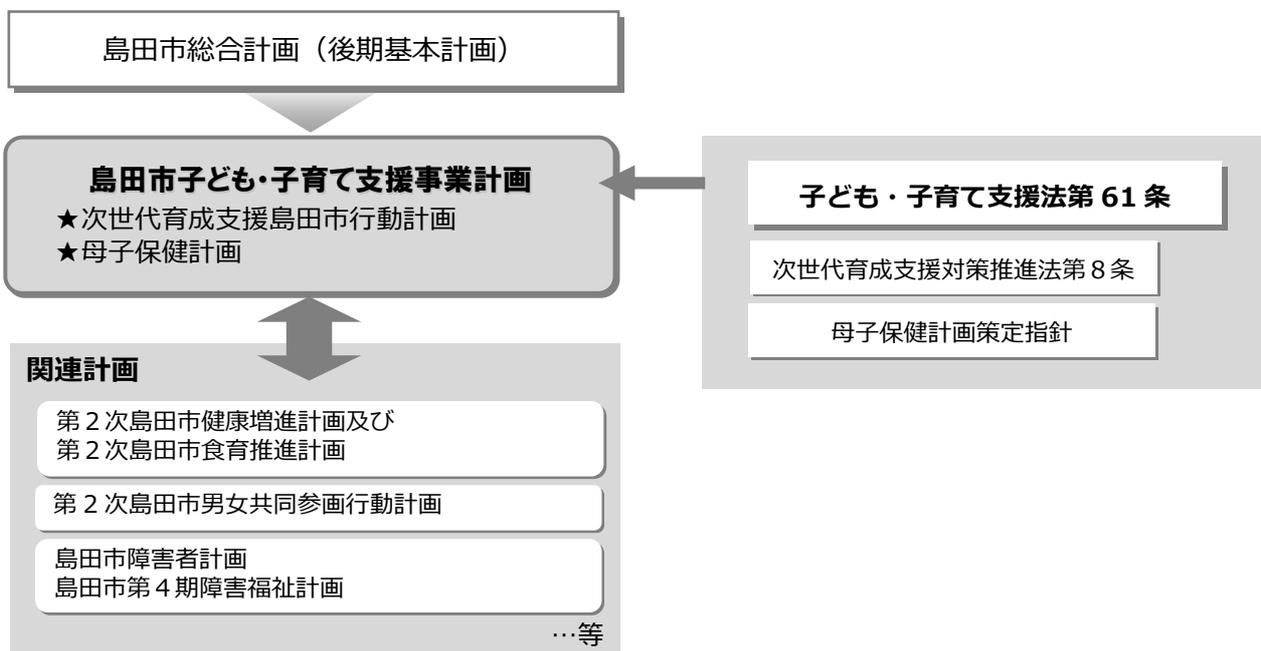
また、期間の途中において、計画を変更する必要がある場合には、計画の見直しを行います。



3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、少子化対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「次世代育成支援島田市行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。また、国で示されている「母子保健計画策定指針」を踏まえた母子保健計画としても位置づけるものとします。

なお、上位計画である「島田市総合計画（後期基本計画）」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



4 計画の対象

本計画は、子どもとその家族、子育て支援に関わる行政、企業、地域住民等、当市の全ての市民及び団体を対象とします。

なお、「就学前児童の保育環境の一層の充実」という点を重視し、就学前児童に対する子育て支援をより強化していくこととします。

5 子ども・子育て支援新制度のポイント

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法^{*1}」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律^{*2}」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

子ども・子育て支援新制度のポイントは以下のとおりです。

※1 認定こども園法の一部改正法

正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」といいます。

※2 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

正式名称は「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」といいます。

(1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付費を支給する仕組みとなりました。

■認定区分と提供施設

【1号認定】

満3歳から小学校就学前までの教育のみを必要とする子ども（保護者が働いていない等の理由により“保育を必要としない”子ども）

【2号認定】

満3歳から小学校就学前までの保育を必要とする子ども（保護者が働いている等の理由により“保育を必要とする”子ども）

【3号認定】

0歳から2歳までの保育を必要とする子ども（保護者が働いている等の理由により“保育を必要とする”子ども）

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満
対象条件	保育を必要としない子ども	保育を必要とする子ども	
施設・事業	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園 地域型保育事業	

(2) 新たな給付の創設

新制度では、都道府県が認可する幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られます。

①施設型給付

■幼稚園・保育所

幼稚園は、教育の基礎を培うものとして、満3歳から小学校就学前までの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です（学校教育法第22条）。

保育所は、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です（児童福祉法第39条）。

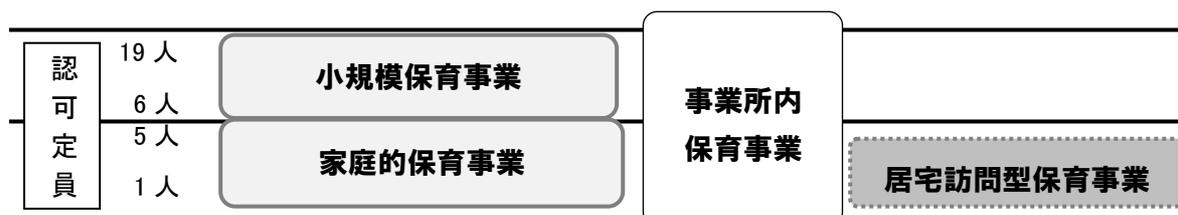
■認定こども園

認定こども園は、幼稚園・保育所のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けた施設です（就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。

②地域型給付

■地域型保育事業

事業名	事業内容
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を行う事業



(3) 地域の子育て支援の充実

新制度は、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。

家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援センター」など、地域の様々な子育て支援を充実します。

地域子育て支援センター

- 地域の身近な所で、気軽に妊婦や親子の交流や子育て相談ができる場所を充実します。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政や法人などが担い手となって行います。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりの利用の円滑化を図ります。

放課後児童クラブ

- 保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭の小学生の子どもが放課後の時間に過ごす場所を提供します。
- 地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図ります。
また、小学校6年生までを対象とします。

子育てコンシェルジュ

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域子育て支援センターなどから必要な支援を選択して利用できるように、行政窓口において情報の提供や相談、援助などを行います。

ファミリー・サポート・センター

- 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を結びつけることで、地域における子育てを推進します。

第2章 島田市の子ども・子育てを取り巻く現状

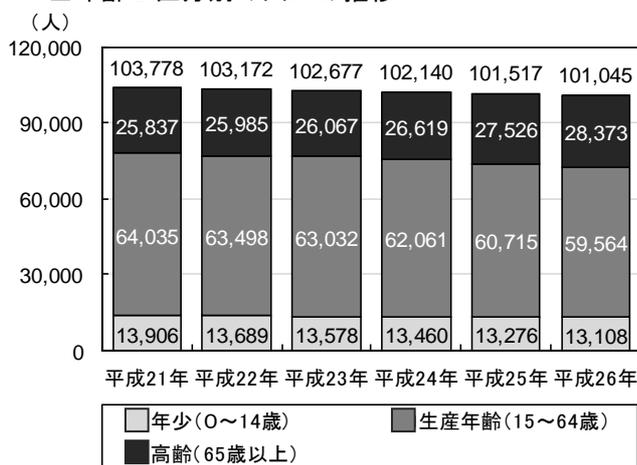
1 統計による島田市の状況

(1) 人口の状況

全国的に人口が減少している中、当市においても人口が年々減少しています。年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口が減少している一方で、高齢人口は増加し続けています。年少人口の内訳をみると、特に0歳～4歳の年齢で減少割合が大きく、少子化が進んでいる現状がうかがえます。

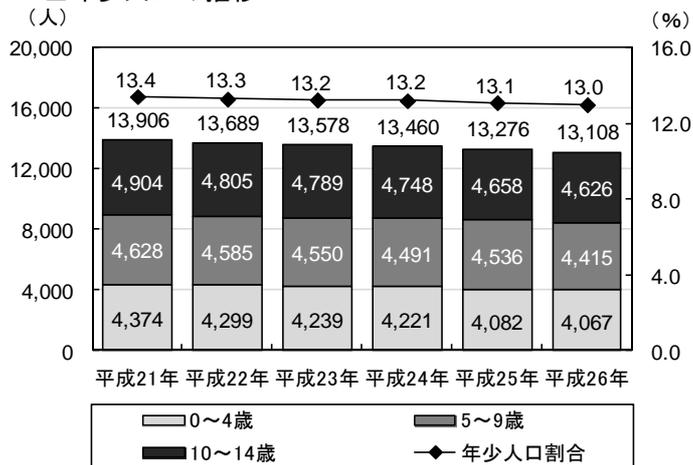
人口ピラミッドをみても、高齢化が進み、20歳代の若い世代が少なくなっていることがわかります。

■年齢3区分別の人口の推移



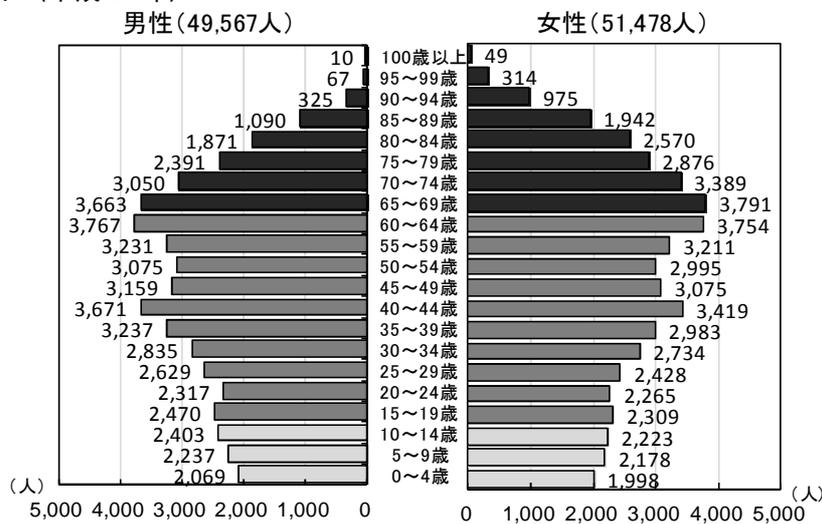
資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

■年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

■人口ピラミッド（平成26年）

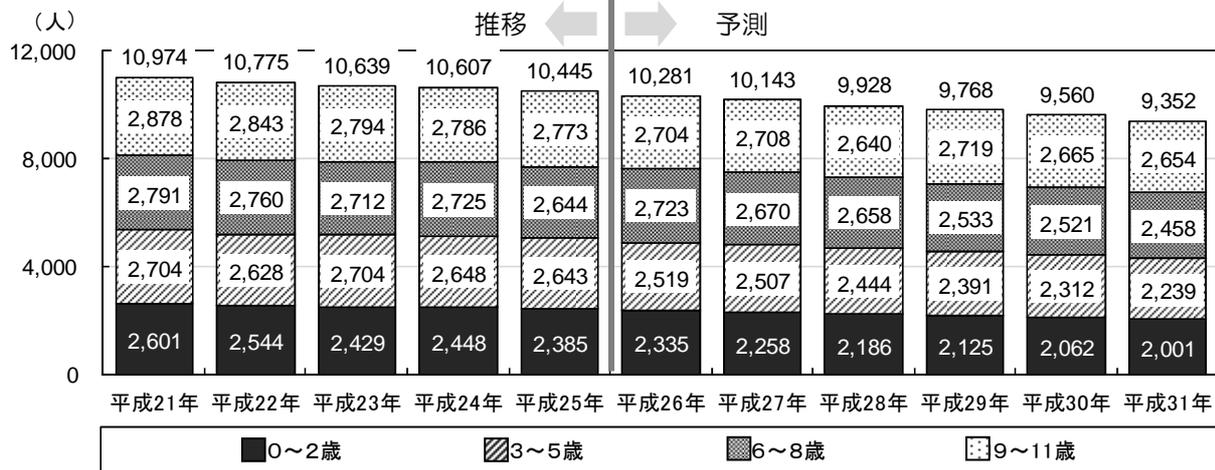


資料：住民基本台帳

(2) 子どもの人口の推移と予測

当市の子どもの人口は、幼稚園、保育所及び認定こども園等の対象となる0歳児～5歳児の人口、小学校の対象となる6歳児～11歳児の人口ともに減少傾向にあり、本計画の期間である平成27年～平成31年の間に年少人口は約1割減少する見込みとなっています。

■子どもの人口の推移と予測（グラフ）



■子どもの人口の推移と予測（表）

単位：人

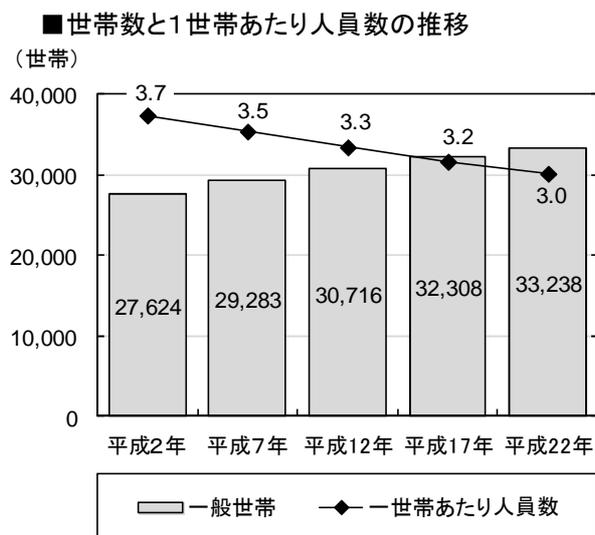
	推移					予測					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳合計	5,305	5,172	5,133	5,096	5,028	4,854	4,765	4,630	4,516	4,374	4,240
0歳	783	808	767	789	757	729	709	687	670	649	626
1歳	944	806	849	801	815	787	758	737	714	696	675
2歳	874	930	813	858	813	819	791	762	741	717	700
3歳	893	869	939	830	859	818	824	796	766	745	722
4歳	880	886	871	943	838	861	820	826	797	768	747
5歳	931	873	894	875	946	840	863	822	828	799	770
6～11歳合計	5,669	5,603	5,506	5,511	5,417	5,427	5,378	5,298	5,252	5,186	5,112
6歳	898	927	875	898	875	946	840	863	822	828	800
7歳	937	899	940	883	900	881	953	846	869	828	834
8歳	956	934	897	944	869	896	877	949	842	865	824
9歳	906	952	944	891	946	869	897	878	949	843	866
10歳	984	902	954	938	891	944	867	895	875	947	841
11歳	988	989	896	957	936	891	944	867	895	875	947
合計	10,974	10,775	10,639	10,607	10,445	10,281	10,143	9,928	9,768	9,560	9,352

資料：平成25年実績値…住民基本台帳・外国人登録台帳
平成26年～平成31年推計値…平成21年～平成25年の実績に基づき、
コーホート変化率法により算出

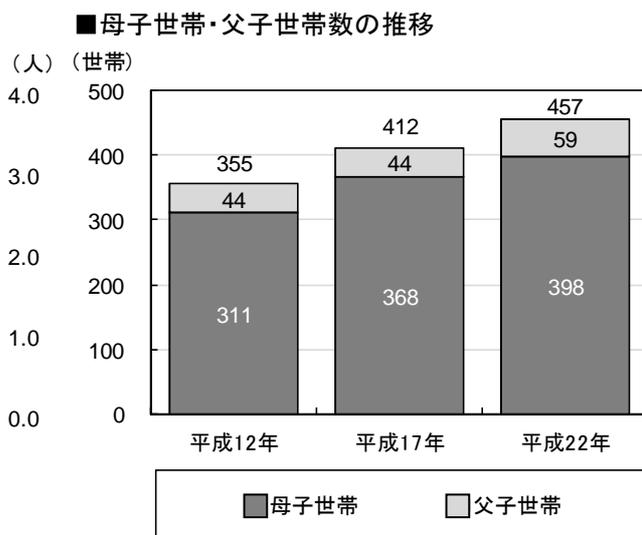
(3) 世帯の状況

世帯数と1世帯あたり人員数の推移をみると、世帯数が増加しているのに対して1世帯あたり人員数は減少しています。平成2年に3.7人であった1世帯あたり人員数は、平成22年に3.0人となり、世帯規模の縮小化が進んでいることがうかがえます。

母子世帯・父子世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加しています。



資料：国勢調査



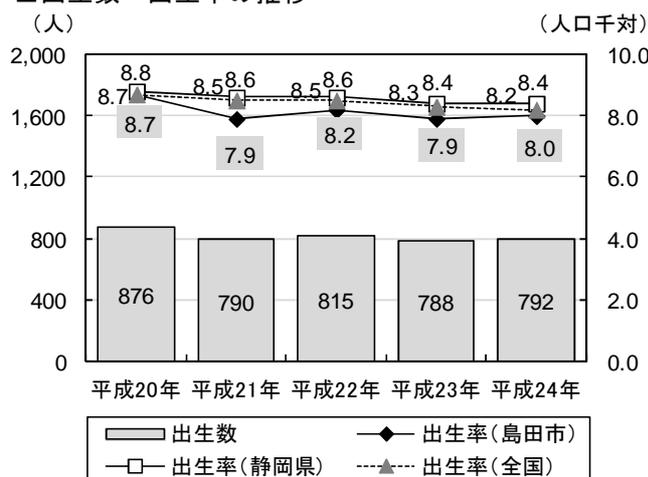
資料：国勢調査

(4) 出生数・合計特殊出生率の状況

出生数の推移をみると、平成20年～平成24年にかけて減少傾向となっています。それに伴い出生率^{※1}も減少しており、国・県と比較して若干低い数値で推移しています。

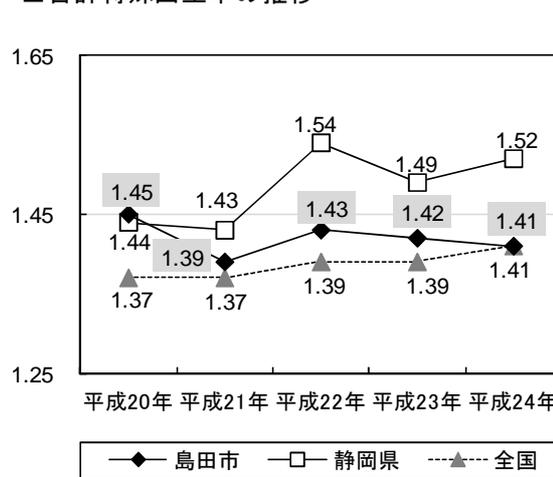
合計特殊出生率^{※2}の推移をみると、平成20年～平成24年にかけて減少傾向となっています。国よりは高い数値となっているものの、平成21年以降は県を下回る数値で推移しています。

■出生数・出生率の推移



資料：全国…人口動態統計
島田市・静岡県…静岡県人口動態統計

■合計特殊出生率の推移



資料：全国…人口動態統計
静岡県…静岡県人口動態統計
島田市…健康づくり課

※1 出生率とは

ある年に生まれた出生数をその年の人口で割った数を1,000倍したものです。

$$\text{出生率} = \frac{\text{出生数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

※2 合計特殊出生率とは

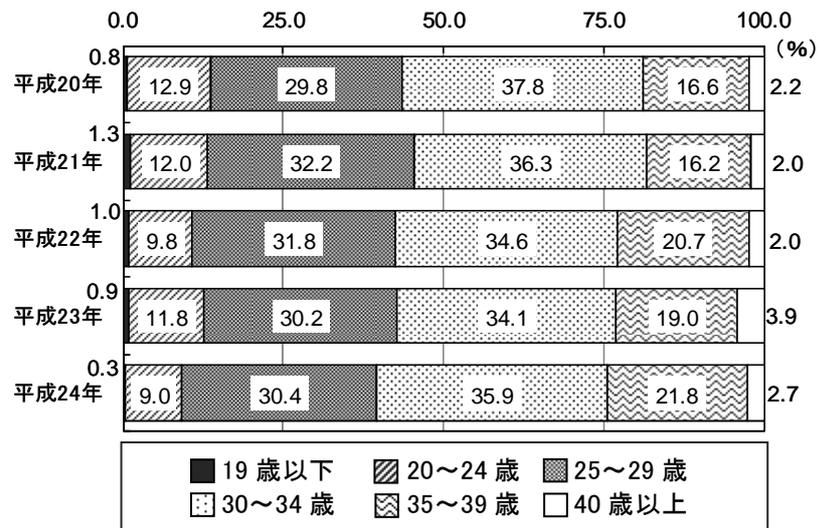
15歳～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right] \text{の15歳～49歳の合計}$$

女性の年齢別出生割合をみると、平成20年～平成24年にかけて20歳代での出産は減少しているものの、30歳代後半では若干増加しており、晩婚化や女性の社会進出などを背景に、出産年齢が高齢化していることがわかります。

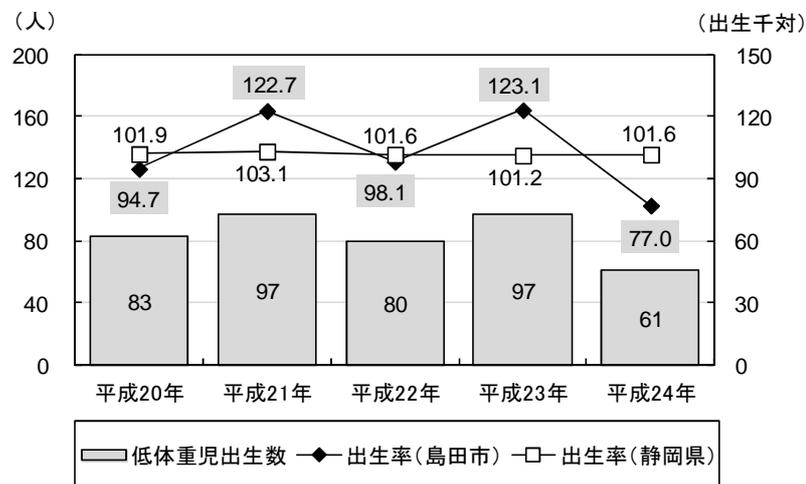
低出生体重児※1出生数・出生率の推移をみると、低出生体重児出生数は増減しているものの、平成24年には減少し、61人となっています。

■女性の年齢別出生割合



資料：静岡県人口動態統計

■低出生体重児出生数・低出生体重児出生率の推移



資料：静岡県人口動態統計

※1 低出生体重児とは

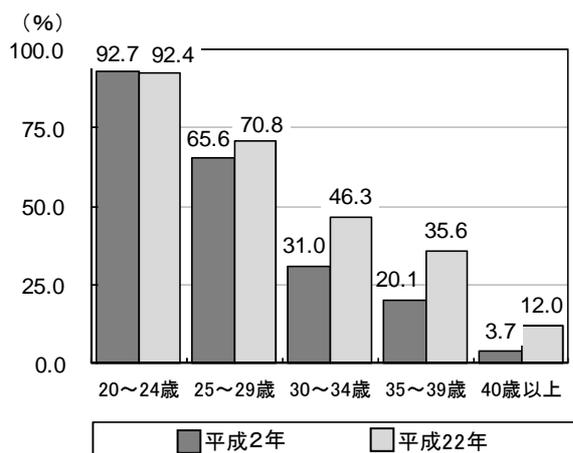
出生体重が2,500g未満の子どものことをいいます。

(5) 婚姻・離婚の状況

未婚率を平成2年と平成22年で比較すると、男女ともに20歳代後半以降の未婚率が上昇しており、特に30歳代以降の女性の未婚率が上昇しています。

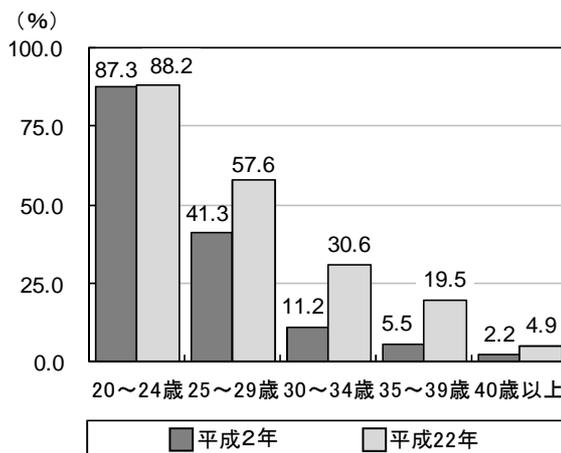
婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻数は横ばいで推移しているものの、離婚件数は減少しています。

■未婚率の推移(男性)



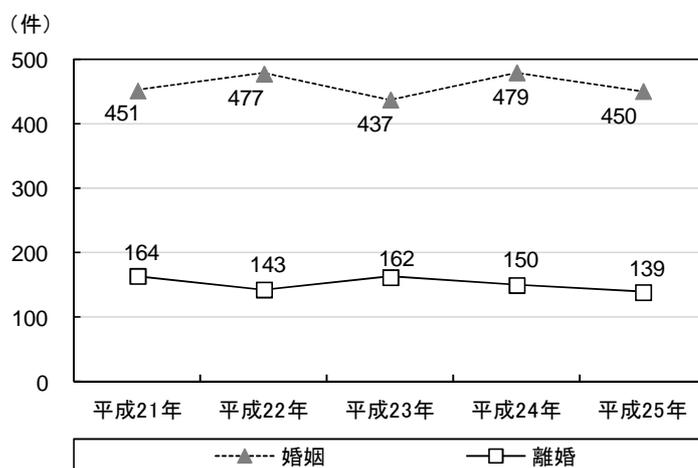
資料：国勢調査

■未婚率の推移(女性)



資料：国勢調査

■婚姻・離婚件数の推移



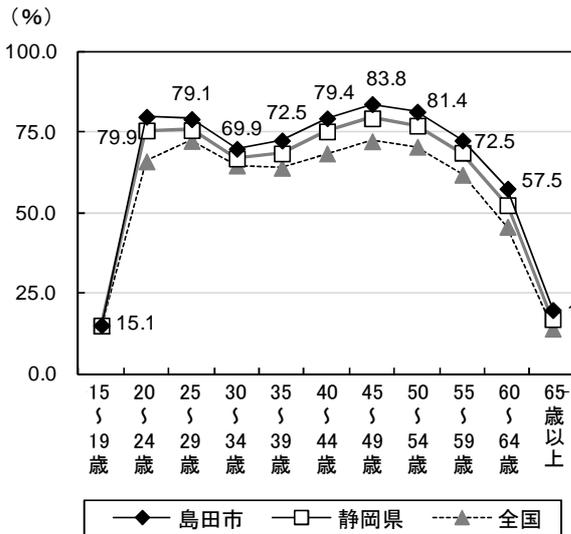
資料：島田市統計書

(6) 女性の労働の状況

女性の労働力率は国・県と比較して高くなっています。

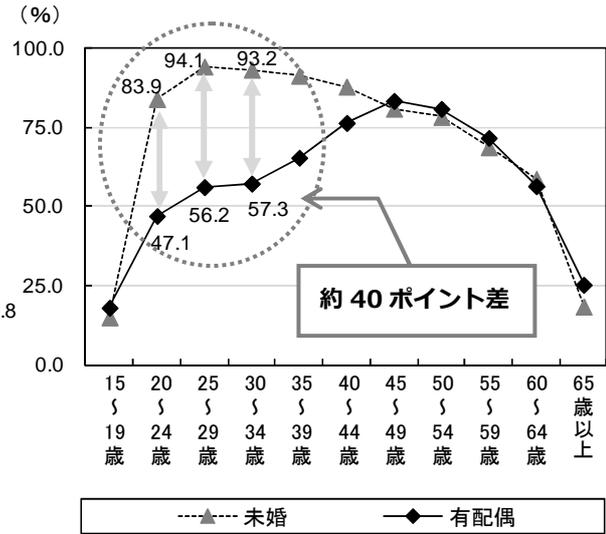
また、女性の労働力率を未婚者・有配偶者間で比較すると、20歳代前半から30歳代後半の年代にかけて大きくかい離しており、結婚・出産期に離職する女性が多いことがうかがえます。

■女性の労働力率(平成22年国・県比較)



資料：国勢調査

■女性の労働力率(平成22年未婚者・有配偶者比較)



資料：国勢調査

※労働力率とは

15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の計）の割合をいいます。

$$\text{労働力率} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上の人口}}$$

(7) 要保護児童の状況

子育て応援課の家庭児童相談室では、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための相談支援を実施しています。

家庭児童相談室への相談件数は、療育に関わる相談（知能・言語等）を、より専門分野である「こども発達支援センター」の療育担当の対応としたことにより、全体としては減少傾向となっていますが、内訳をみると育児不安・経済不安を抱える保護者や精神的に不安定な保護者からの相談等の内容である「家族関係」について大幅な増加がみられます。

■家庭児童相談室の相談件数

単位：件

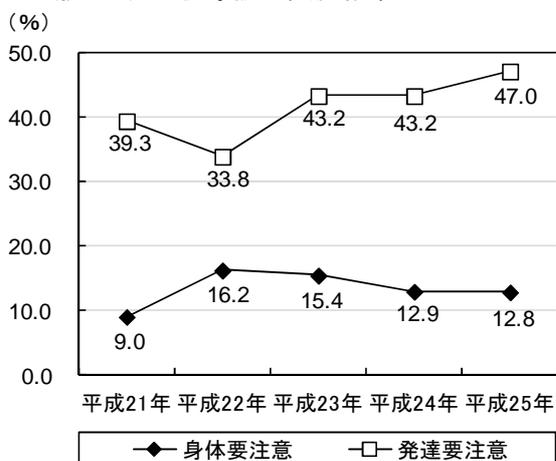
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
性格・生活習慣	89	60	24	34	27
知能・言語	126	49	17	6	4
学校生活等	13	24	25	22	37
非行	16	13	7	10	11
家族関係	142	189	224	217	240
環境福祉	39	28	55	13	9
障害	41	30	16	6	13
その他	6	18	36	41	35
合計	472	411	404	349	376

資料：子育て応援課

(8) 特別な支援が必要な子どもの状況

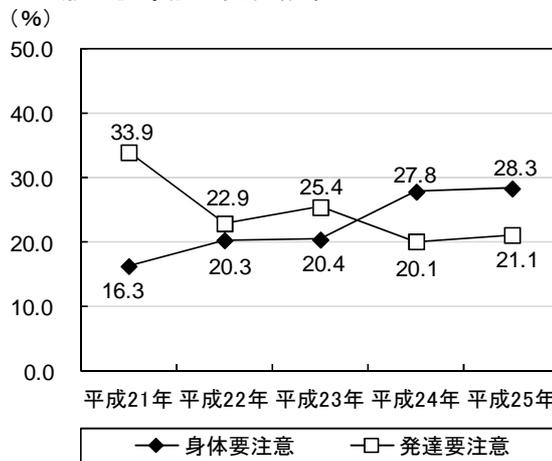
健康診査実施結果をみると、1歳6か月児では「発達要注意」が、3歳児では「身体要注意」が増加傾向にあり、何らかの経過観察が必要な子どもが増えていることがわかります。

■1歳6か月児健康診査実施結果



資料：健康づくり課

■3歳児健康診査実施結果



資料：健康づくり課

当市では、「こども発達支援センターふわり」において、発達が気になる子どもに関する相談や発達支援等を行っています。

通園児童数は年度により増減するものの、延べ人数で 4,000 人～5,000 人の子どもが通園しています。

■こども発達支援センターふわりの相談件数

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
発達	統計数値を持っていません。			51	62

資料：保育支援課

■こども発達支援センターふわり通園状況

単位：人

	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定期通園※1	在籍人数	25	25	19	25
	延べ人数	4,027	3,530	2,757	4,041
親子通園※2	在籍人数	20	20	21	21
	延べ人数	530	348	533	562
並行通園※3	在籍人数	25	33	26	28
	延べ人数	599	730	759	690
合計	在籍人数	70	78	66	74
	延べ人数	5,156	4,608	4,049	5,293

資料：保育支援課

※1 定期通園とは

発達の気になる就学前の子どもが毎日通園し、個々に合わせた支援を通して子どもの成長を促す通園方法です。

※2 親子通園とは

発達の気になる就学前の子どもが親子でいろいろな遊びを経験する中で親子関係を深めながら子どもの成長を促す通園方法です。

※3 並行通園とは

幼稚園、保育所等に通っている子どもで、大きな集団の中でうまく遊べない、一斉に活動することができない子どもを対象に、小集団で活動し自己肯定感を高める支援を行う通園方法です。

2 アンケート調査の結果概要

(1) 島田市子ども・子育てに関するアンケート調査の概要

5年間の期間とする本計画を策定するにあたり、子育てをしている家庭の教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、生活実態、要望・意見などを把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

■実施概要

- 調査対象：市内在住の「就学前児童」の保護者
市内在住の「小学生」の保護者
- 調査期間：平成25年11月29日～12月18日
- 調査方法：調査票の郵送による配布・回収（就学前児童用）
小学校を通じた調査票の配布・回収（小学生用）
- 設問内容：子育て環境、保護者の就労状況、幼稚園・保育所又は放課後児童クラブの利用状況等について（就学前児童用30問、小学生用25問）

調査票	配布数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童	1,510	867	57.4
小学生	1,014	820	80.9
合計	2,524	1,687	66.8

※図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

(2) 調査の結果の概要

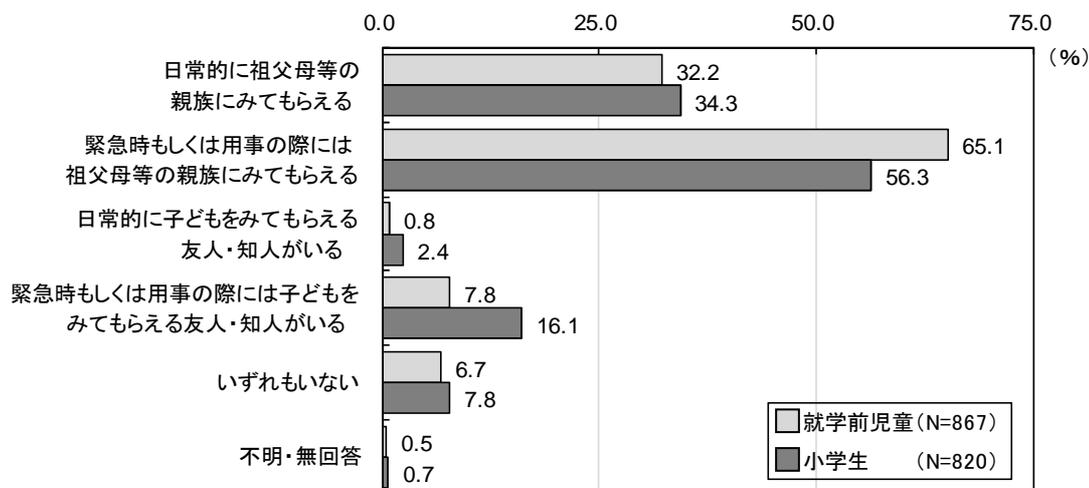
①子どもの育ちをめぐる環境

子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、就学前児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が高くなっています。

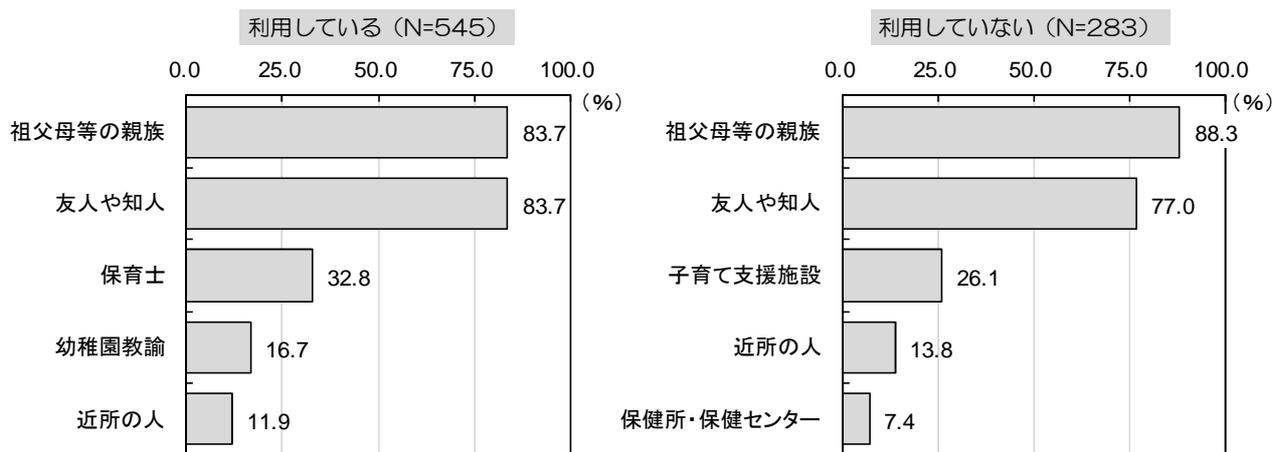
就学前児童を持つ保護者の子育てや教育に関する相談先について、幼稚園や保育所等の利用の有無別にみると、いずれも「祖父母等の親族」「友人や知人」が高くなっています。幼稚園や保育所等を利用している人では「保育士」「幼稚園教諭」が、利用していない人では「子育て支援施設」が高くなっています。

子育てに関する情報の入手先について、幼稚園や保育所等を利用している人と利用していない人のいずれも「隣近所の人、知人、友人」「親族（親、兄弟・姉妹など）」「インターネット」が高くなっています。利用している人では「幼稚園、保育所、学校」が最も高くなっていますが、利用していない人では「島田市子育てカレンダー」「地域子育て支援センター」が情報の入手先として重要なツールとなっていることがうかがえます。

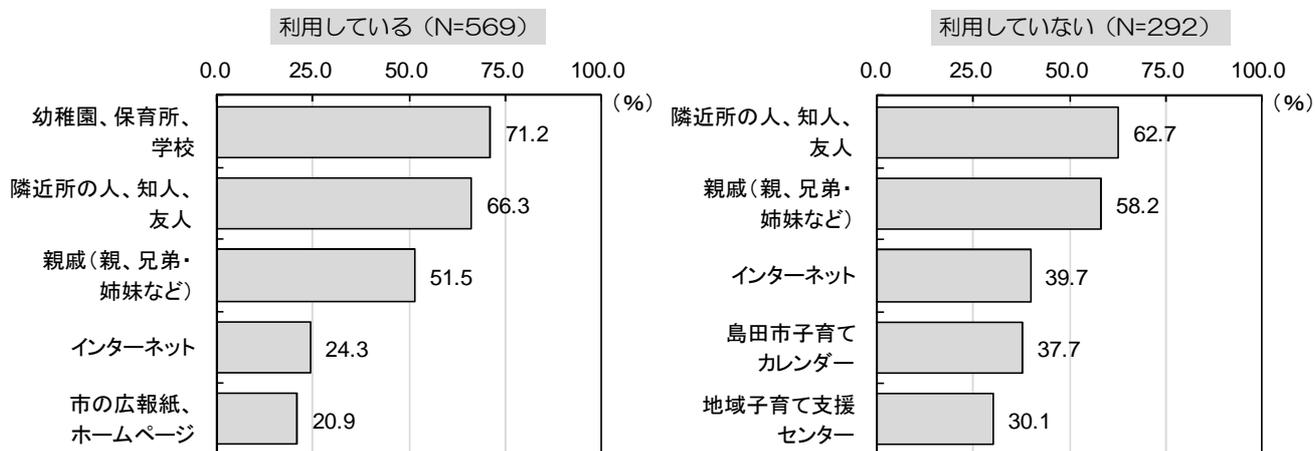
■子どもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)



■子育てや教育についての相談先【就学前児童 幼稚園や保育所等の利用の有無別】(複数回答 上位5位)



■子育てに関する情報の入手先【就学前児童 幼稚園や保育所等の利用の有無別】(複数回答 上位5位)

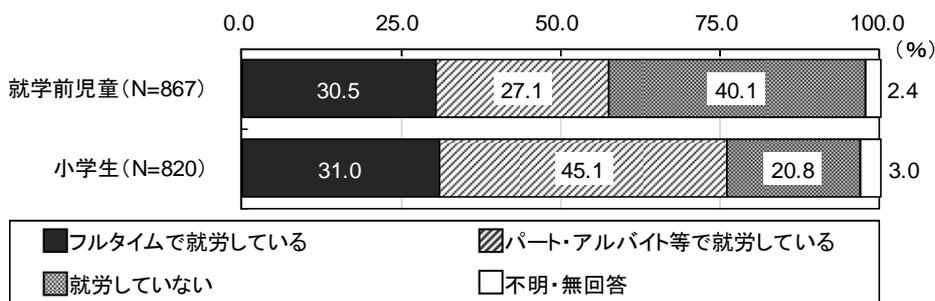


②母親の就労状況と役割分担について

母親の就労状況は、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで就労している」が約3割となっています。小学生は、就学前児童と比較して「パート・アルバイト等で就労している」が高くなっています。

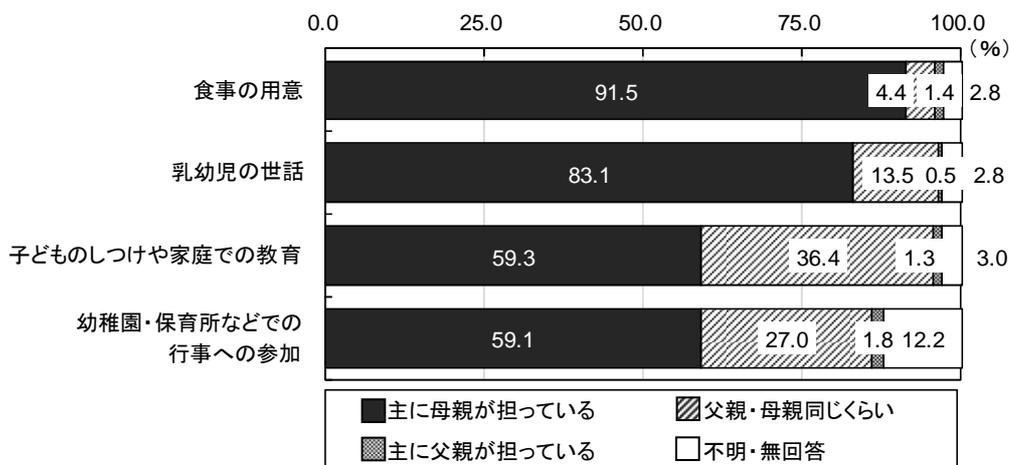
就学前児童保護者の子育てについての父親と母親の役割分担を見ると、「食事の用意」「乳幼児の世話」で「主に母親が担っている」割合が特に高くなっています。

■母親の就労状況



■子育てについての父親と母親の役割分担【就学前児童】

就学前児童(N=867)



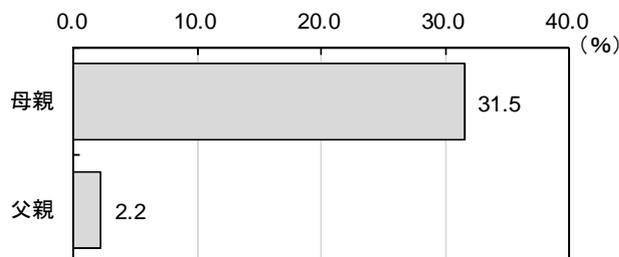
③育児休業の取得状況

就学前児童を持つ保護者の育児休業の取得状況をみると、母親が31.5%、父親が2.2%となっています。

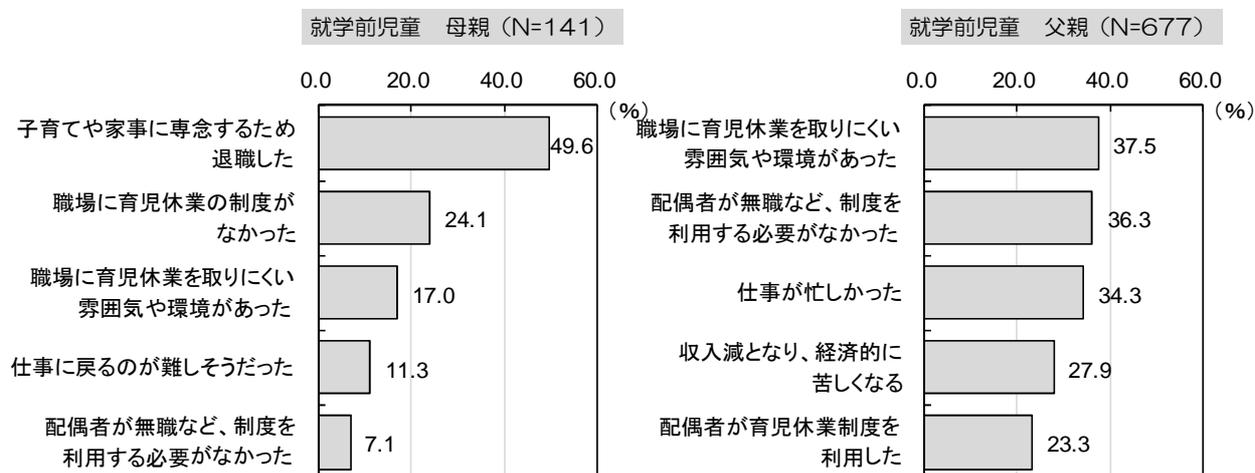
育児休業を取得していない理由は、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が、父親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気や環境があった」や「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」が高くなっています。

■育児休業の取得状況【就学前児童】

就学前児童(N=867)

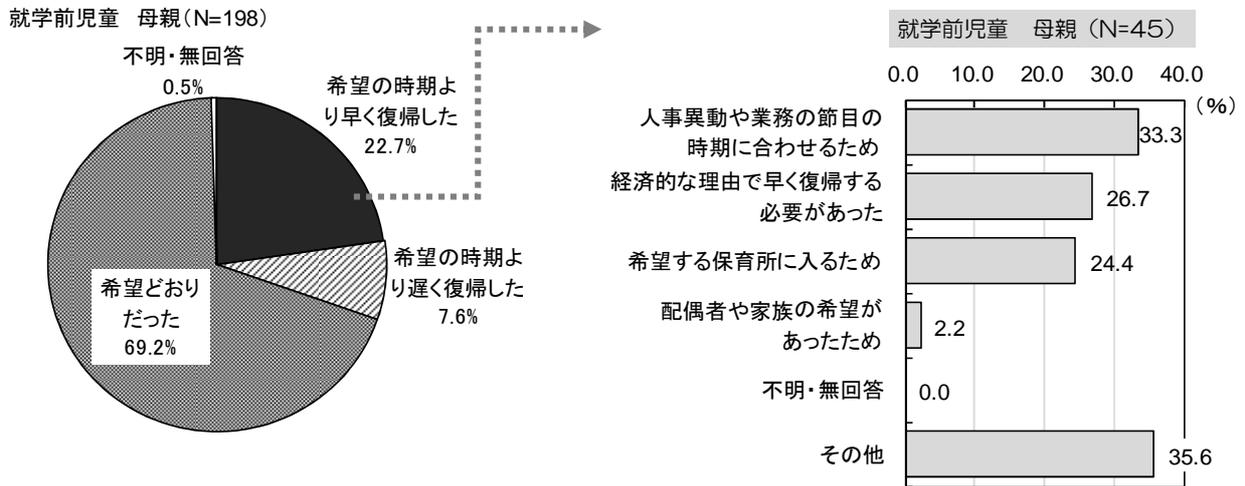


■育児休業を取得していない理由【就学前児童】(複数回答 上位5位)



就学前児童を持つ母親が育児休業から復帰した人のタイミングは、「希望の時期より早く復帰した」人が約2割で、その理由としては「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があった」「希望する保育所に入るため」が高くなっています。

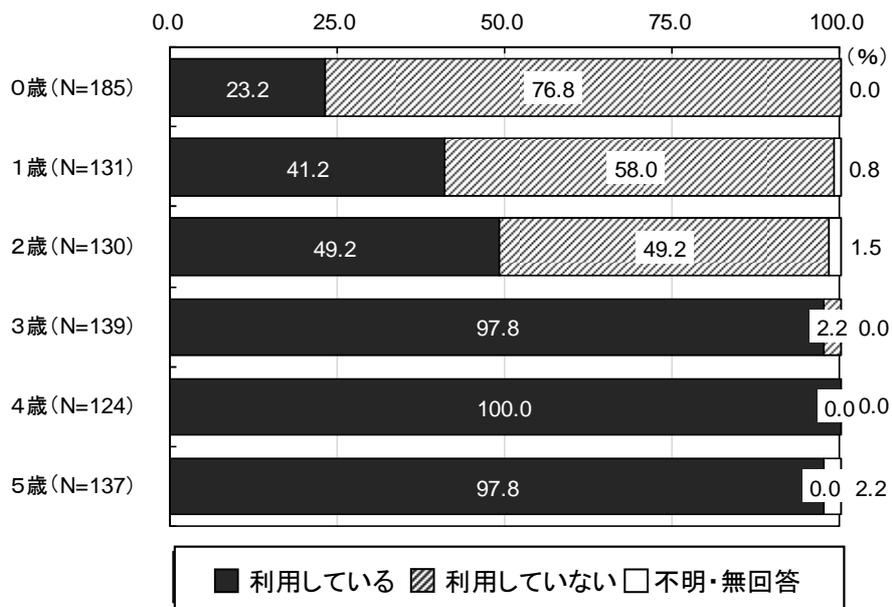
■育児休業からの復帰のタイミング【就学前児童 母親】 ■希望の時期より早く復帰した理由【就学前児童 母親】



④幼稚園や保育所等の利用について

就学前児童が幼稚園や保育所等を定期的に利用しているかについて年齢別にみると、2歳児で5割程度の利用が見られ、0歳児でも2割、1歳児でも4割程度が幼稚園や保育所等を定期的に利用していることがわかります。

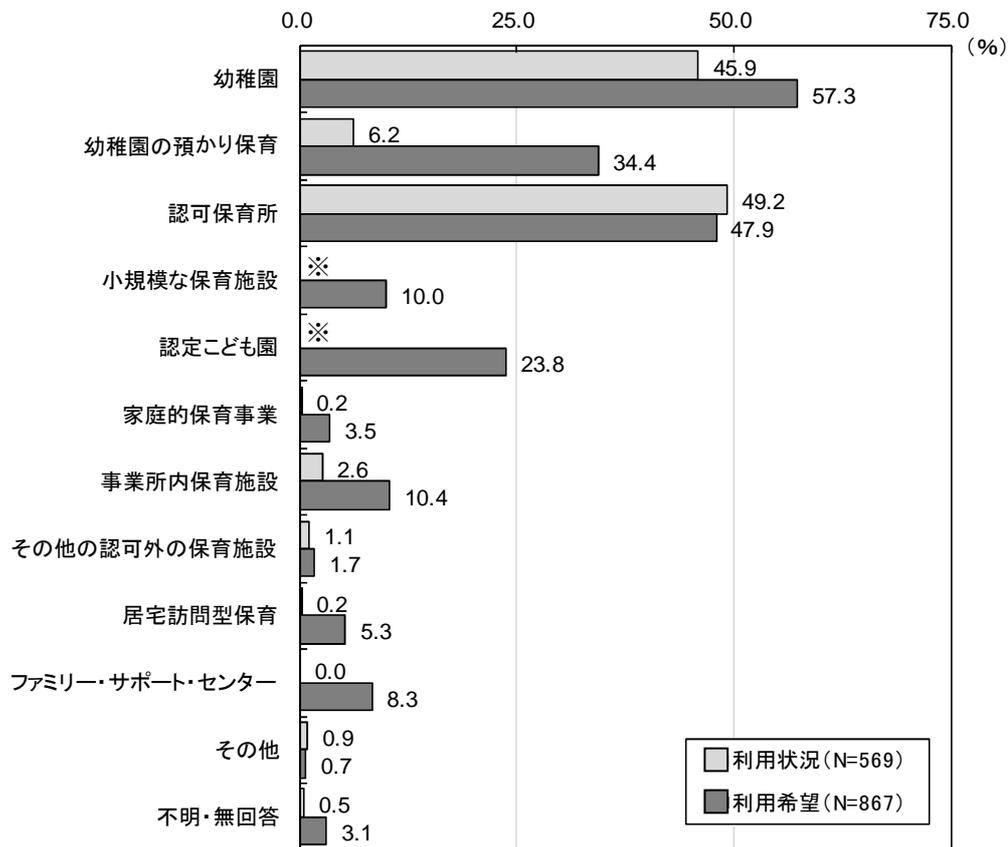
■幼稚園や保育所等を定期的に利用しているか【就学前児童 年齢別】



※年齢は平成25年4月1日現在のもの

幼稚園や保育所等の利用状況と利用希望をみると、利用状況では「幼稚園」と「認可保育所」がそれぞれ4～5割程度となっていますが、利用希望では「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「事業所内保育施設」「小規模な保育施設」「ファミリー・サポート・センター」など、多様な項目で回答がみられます。

■幼稚園や保育所等の利用状況と利用希望【就学前児童】



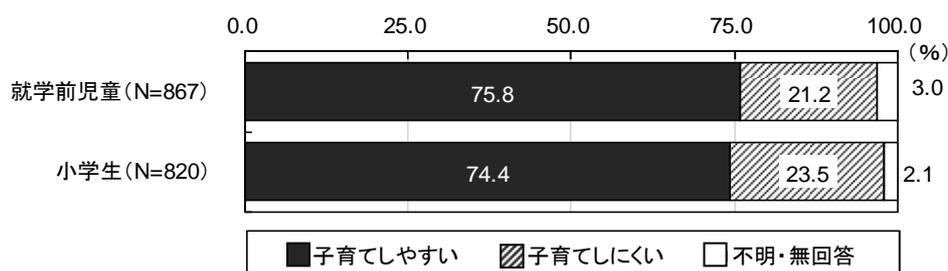
※「小規模な保育施設」「認定こども園」については、アンケート調査時において市内に実施する施設がなかった。

⑤子育て全般について

「島田市は子育てしやすいまちだと感じるか」をみると、就学前児童、小学生ともに約75%の人が「子育てしやすい」と回答しており、子育てしやすいまちだと感じている人が多いことがわかります。

一方、「子育てしにくい」と感じる理由をみると、就学前児童、小学生ともに「小児科・産婦人科などの医療施設が不足しているから」「子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから」が高くなっています。

■島田市は子育てしやすいまちだと感じるか



■子育てしにくいと感じる理由【子育てしにくいと感じる人のみ】(複数回答 上位5位)

	就学前児童 (N=184)		小学生 (N=193)	
	項目	割合	項目	割合
第1位	小児科・産婦人科などの医療施設が不足しているから	62.0%	子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから	58.0%
第2位	子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから	47.8%	小児科・産婦人科などの医療施設が不足しているから	53.4%
第3位	助成制度など経済的支援が不十分だから	46.2%	子育てしながら働く場などが不足しているから	42.0%
第4位	子育てしながら働く場などが不足しているから	41.3%	助成制度など経済的支援が不十分だから	37.8%
第5位	子育て支援などの制度が不十分だから	23.9%	子育て支援などの制度が不十分だから	33.7%

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

本計画では、国の子ども・子育てに関わる施策や「島田市総合計画」における方向性、「次世代育成支援島田市行動計画」の基本理念を踏まえ、島田市の未来をになう子ども達が健やかに成長できるよう基本理念を掲げます。

基本理念

子育てしやすいまち パパ・ママが住みたくなるまち 子育て応援都市 島田

子どもをまん中に、子育てを考える。

子どもが伸び伸びと健やかに成長できるよう考える。

子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が幸せなのか？

家庭や地域、学校、保育機関、企業などみんなで考えよう。

地域全体で子育てを支援していこう。

子育てしやすいまちづくりを進めていこう！

子どもの幸せは、パパ・ママの幸せ。

パパ・ママが住みたくなるまちづくりを進めよう！

市民一人一人が子育てを支援し、このまちに住みたくなる、このまちで子育てしたくなる、子どもにも親にも優しい子育て応援都市を目指します。

2 計画の構成と施策の体系

(1) 計画の構成

本計画は、教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業の計画的な整備・提供を図るための需給計画（「第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」に記載）と、子どもの健やかな育ちを支えるための施策全般に関する計画（「第5章 子育て施策の展開」に記載）という2つの側面から構成されています。

「第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」については、国が示している「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中の本計画の策定に関する「必須記載事項」の内容を踏まえています。

また、「第5章 子育て施策の展開」については、同基本指針で示されている「任意記載事項」の内容を踏まえるとともに、本計画の前身にあたる「次世代育成支援島田市行動計画」における取組を引き継ぐものとしています。

■子ども・子育て支援事業計画の策定に関する記載事項

【必須記載事項】

- 1 教育・保育提供区域
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制確保の内容、実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供と推進方策等

【任意記載事項】

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(2) 施策の体系

■ 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容（第4章）

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

- (1) 量の見込みと確保の内容の設定
- (2) 教育・保育事業の提供区域の設定
- (3) 具体的な推進方策

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

- (1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）
- (2) 保育事業（保育所、認定こども園等）

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (2) 時間外保育事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- (6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- (7) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業
- (11) 妊婦健康診査事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■ 子育て施策の展開（第5章）

めざす子育て1 親力の育成

- （1）親子のふれあいの場の充実
- （2）子育てに関する講演や講座等の充実
- （3）子育て中の親同士の交流

めざす子育て2 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

- （1）多様な教育・保育の提供
- （2）教育・保育の質の向上
- （3）産後の休業及び育児休業後の保育サービス利用への支援

めざす子育て3 子育てと仕事の調和の推進

- （1）企業における子育てと仕事の両立に対する取組の促進
- （2）父親の子育て参画の促進と意識の啓発

めざす子育て4 地域における子育て支援の充実

- （1）子育て支援ネットワークの充実
- （2）地域協働による子育て支援
- （3）子育てを支える人材の育成
- （4）多世代間交流による「地域で子どもを育てる」機運の醸成

めざす子育て5 安全・安心な子育て環境の整備

- （1）子育てに関する相談・情報提供の充実
- （2）子育て家庭への経済的援助の推進
- （3）子どもの安全な居場所づくり

めざす子育て6 親と子どもの健康の確保及び増進

- （1）各種健康診断・予防接種等の充実
- （2）健康相談・訪問の充実
- （3）発達支援体制の充実

めざす子育て7 特別な援助が必要な家庭の生活の向上

- （1）ひとり親家庭等の支援の充実
- （2）障害のある子どもの支援の充実
- （3）育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進

第4章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1) 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、平成 27 年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み^{※1}を定めるとともに、その提供体制についての確保の内容^{※2}及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

当市においても、平成 25 年 11 月に実施した「島田市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

※1 量の見込み

必要とされることが見込まれる支援の量の値を指します。本計画を策定するために実施した「島田市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに事業の利用実績、今後の動向などを踏まえ設定しています。

※2 確保の内容

市が提供することを目指す支援の目標量の値を指します。「量の見込み」に対し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ設定しています。

(2) 教育・保育事業の提供区域の設定

国は、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

当市においては、教育・保育内容や通勤の利便性を考慮し、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択している保護者が多いことを踏まえ、市全体を1つの区域として設定します。

(3) 具体的な推進方策

①認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。市内には現在、認定こども園が1園あります。

今後、市内の幼稚園設置者に対し、認定こども園についての情報提供を行い、認定こども園への移行を支援します。

②教育・保育施設及び地域型保育事業の連携

「島田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・規則」に基づき、幼稚園、保育所等と地域型保育事業者との契約等の締結を求め、両者の適切な連携を支援します。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1) 教育事業（幼稚園、認定こども園）

事業概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を促すことを目的とする事業です。

実施箇所

【幼稚園】

- ・島田中央幼稚園
- ・島田南幼稚園
- ・金谷幼稚園
- ・伊久身幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・五和幼稚園
- ・島田学園付属幼稚園
- ・六合幼稚園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園幼稚園部

現 状 ・ 課 題

- 市内には8園の幼稚園があり、いずれも民間で運営されています。
- 平成26年4月から「みどり幼稚園」が新たに「保育園部」を創設し、「幼保連携型」の認定こども園として開設しています。
- 利用者数の推移をみると減少傾向となっています。
- 利用率は平成22年度～平成26年度にかけて同水準で推移しています。

■利用実績(幼稚園・認定こども園幼稚園部)の推移(各年度5月1日現在)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	1,522	1,563	1,567	1,570	1,478
定員(人)	2,058	2,058	2,058	2,070	2,063
利用率(%)	74.0	75.9	76.1	75.8	71.6

資料：保育支援課

今後の方向性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	1・2号	1・2号	1・2号	1・2号	1・2号
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	1,426	1,390	1,362	1,317	1,274
②確保の内容	2,063	2,063	2,063	1,963	1,963
幼稚園 ^{※1}	0	0	0	0	0
認定こども園	143	143	143	543	543
確認を受けない幼稚園 ^{※2}	1,920	1,920	1,920	1,420	1,420
過不足(②-①)	637	673	701	646	689

※1 幼稚園

子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する「確認」を受けた幼稚園をいいます。

※2 確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する「確認」を受けない幼稚園をいいます。

②提供体制と確保の考え方

○平成 27 年度～平成 31 年度にかけては、子どもの減少に伴い必要量も減少する傾向にあり、1号認定（3～5歳児）及び2号認定（3～5歳児）のうち幼児期の学校教育の利用希望がある子どもは、既存の幼稚園及び認定こども園の定員数で、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。

○随時、市内の幼稚園に対して認定こども園に関する情報を提供し、保育需要が高い場合には認定こども園への移行を支援します。

(2) 保育事業（保育所、認定こども園等）

事業概要

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育所などで保育する事業です。

実施箇所

【保育所】

（公立）

- ・島田市立第一保育園
- ・島田市立第三保育園
- ・島田市立かわね保育園

（私立）

- ・島田聖母保育園
- ・くりのみ保育園
- ・こばと保育園
- ・ゆたか保育園
- ・六合第一保育園
- ・六合第二保育園
- ・たけのこ保育園
- ・初倉保育園
- ・月坂保育園
- ・大津保育園
- ・神谷城保育園
- ・五和保育園
- ・金谷中央保育園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園保育園部

【家庭的保育事業】

- ・保育ママこっこ
- ・かていdeほいく そら

現 状 ・ 課 題

○市内には公立3園、私立13園の保育所があります。

○平成26年4月から「みどり幼稚園」が新たに「保育園部」を創設し、「幼保連携型」の認定こども園として開設しています。

○保育所、認定こども園等の利用実績の推移をみると、子どもの総数は減少傾向にある一方で、女性の社会進出等に伴い、保育を必要とする子どもの数は高い水準を維持しています。

○利用率は平成22年度～平成26年度にかけて同水準で推移しています。

■利用実績（保育所・認定こども園等）の推移（各年度3月1日現在）※

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
利用者数(人)		1,828	1,802	1,793	1,837	1,894
内訳	0歳児	165	176	183	178	175
	1・2歳児	594	528	537	575	599
	3歳以上児	1,069	1,098	1,073	1,084	1,120
定員(人)		1,675	1,680	1,680	1,705	1,712
利用率(%)		109.1	107.3	106.7	107.7	110.6

※利用実績には、認可外保育所の利用者数等を含んでいない。

資料：保育支援課

今後の方向性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み	1,050	215	620	1,025	205	610	1,005	200	600
②確保の内容	1,035	176	598	1,035	176	598	1,005	177	600
保育所	1,012	150	523	1,012	150	523	982	150	523
認定こども園	9	2	6	9	2	6	9	2	6
地域型保育事業	—	8	23	—	8	23	—	9	25
認可外保育施設	14	16	46	14	16	46	14	16	46
過不足(②-①)	▲15	▲39	▲22	10	▲29	▲12	0	▲23	0
保育利用率※1	—	34.3%		—	35.4%		—	36.6%	

	平成 30 年度			平成 31 年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み	975	195	590	945	190	580
②確保の内容	1,011	193	636	1,011	194	638
保育所	982	150	523	982	150	523
認定こども園	15	15	30	15	15	30
地域型保育事業	—	12	37	—	13	39
認可外保育施設	14	16	46	14	16	46
過不足(②-①)	36	▲2	46	66	4	58
保育利用率※1	—	40.2%		—	41.6%	

※1 3歳未満の子どもの数全体に対する利用定員数の割合

②提供体制と確保の考え方

- 2号認定（3～5歳児）のうち保育希望のある子どもは、平成28年度には既存の保育所・認定こども園において必要な提供体制を確保できる見込みです。
- 3号認定（0～2歳児）は、量の見込みに対して保育所等の提供体制が若干不足しますが、子どもの減少に伴い必要量も減少していくことが想定されるため、平成31年度には必要な提供体制を確保できる見込みです。
- 各保育所の年齢による定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。
- 余剰面積の活用や保育士の確保により、定員以上の受け入れができる保育所に児童の受け入れを要請します。
- 地域型保育施設等の新設の支援を行います。
- 今後、市内の幼稚園に認定こども園に関する情報を提供し、保育需要が高い場合には認定こども園への移行を支援します。
- 民間事業者に対し、事業所内保育事業への参入を促進します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた以下の事業です。

■地域子ども・子育て支援事業の全体像

- (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (2) 時間外保育事業
- (3) 一時預かり事業^{※1}
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）^{※2}
- (6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- (7) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業
- (11) 妊婦健康診査事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※1 一時預かり事業

「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育」と「その他の一時預かり（未就学児）」に分類されます。

「その他の一時預かり」には、保育所における一時預かり、こども館における一時託児、ファミリー・サポートにおける就学前の子どもの利用があります。

※2 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の子どもの利用分のみが目標事業量です。

就学前の子どもの一時預かりは、「(3) 一時預かり事業」の「その他の一時預かり」に含まれます。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭の子どもに生活の場と適切な遊びを提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

平日は、小学校の放課後の時間に預かりを実施し、春・夏・冬休み等の小学校休業日には1日預かりを実施し、家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援します。

平成27年度から、対象となる子どもの学年を小学校6年生まで拡大します。

実施箇所

【公設】

- ・島田第一小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第二小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第三小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第五小学校区放課後児童クラブ
- ・六合小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校第2放課後児童クラブ
- ・初倉小学校放課後児童クラブ
- ・初倉南小学校放課後児童クラブ
- ・島田北部4小学校区放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区放課後児童クラブ
- ・五和小学校区放課後児童クラブ

【民設】

- ・大津保育園放課後児童クラブ
- ・島田市六合放課後児童クラブりんご
- ・神谷城保育園放課後児童クラブ

現 状 ・ 課 題

- 市内では公設の児童クラブが13か所、民設の児童クラブが3か所設置されています。
- 登録者数の推移をみると、年度により増減があるものの増加傾向にあります。
- 一部の学区において登録者数が児童クラブの定員を超過しており、子どもが安全・安心な環境で生活できるよう、新たな場所の確保と施設整備が課題となっています。
- 学校生活を終えて帰ってくる子どもをそのまま受け止めることができ、家庭的な雰囲気でもっとできる居場所となるよう環境づくりに努めています。

■利用実績の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	538	603	581	589	625

資料：子育て応援課

今後の方向性

①量の見込みと確保の内容

○現在の就労状況や平成 27 年度から対象となる子どもを小学校6年生まで拡大することに伴い、利用者の増加が見込まれることから、必要となる施設を平成 31 年度までに整備、確保し、待機児童の解消を図ります。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	936	925	905	896	879
低学年児童	636	633	604	601	585
高学年児童	300	292	301	295	294
②確保の内容	670	670	800	850	890
過不足(②-①)	▲266	▲255	▲105	▲46	11

②提供体制と確保の考え方

○平成 27 年度～平成 30 年度にかけては、提供体制に不足が生じる見込みであり、施設整備等により、必要な提供体制の確保に努めます。

○放課後児童クラブの管理・運営体制を充実するため、地域の社会福祉法人等の専門民間団体への委託を進めます。

○配慮を要する子どもに適切な指導が図られるよう学校や家庭児童相談室、関係機関との連携を強化し、情報共有の機会を増やします。また、心が不安定な子どもの保護者とコミュニケーションを密にし、子どもの心の安定のために必要な協力が得られるよう保護者に理解を求めます。

○利用者数の増加に伴い新たに必要となる児童クラブ職員を確保するとともに職員に対する研修を実施し、指導の質の向上に努めます。

○子どもたちが集団生活や遊びを通して自主性、社会性、創造性を培えるよう生活環境の整備と支援体制の充実に努めます。

○地元自治会と交流する機会を増やし、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

○全ての子どもの安全・安心な居場所づくりの観点から、教育機関との連携を深め、共通理解と情報共有を図ります。

○放課後子ども教室の設置、運営を図るとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの交流、連携を進めます。

(2) 時間外保育事業

事業概要

保育所の通常保育時間（11 時間）を超える保育ニーズに対応した事業です。

実施箇所

市内の公立3園、私立13園の保育所及び認定こども園1園で実施しています。

現 状 ・ 課 題

○保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育所の通常保育時間を超える保育を必要とする子どもに対して、市内の全ての保育所及び認定こども園において1時間の時間外保育を実施しています。

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300	295	289	283	277
②確保の内容	300	295	289	283	277
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○平成 27 年度～平成 31 年度にかけて、子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を確保できる見込みです。

(3) 一時預かり事業

事業概要

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

正規の教育時間を超えて子どもを夕方まで預かる事業です。預かり時間は、園により異なります。

【その他の一時預かり】

未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、又は未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合などの保育ニーズに対応したサービスです。

実施箇所

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

市内全園で実施されています。

【その他の一時預かり】

市内では 11 か所の保育所等で実施されています。

- ・専用施設・職員配置のある保育所
こばと保育園、月坂保育園、かわね保育園
- ・定員に空きがある場合に受け入れができる保育所
くりのみ保育園、たけのこ保育園、初倉保育園、五和保育園、神谷城保育園、
金谷中央保育園
- ・こども館一時託児
- ・ファミリー・サポート・センター事業

現 状 ・ 課 題

○保護者の就労等の状況に合わせ各幼稚園で実施しています。近年、短時間就労している保護者が幼稚園を利用している場合があり、夏期休暇中の一時預かりが増えています。

○その他の一時預かりの利用実績の推移をみると増加傾向にあり、特に川根地区で利用者が多くなっています。祖父母等が近隣に居住していないため協力が得られないケースだけでなく、同居している親族が就労しているために一時預かりを利用するケースが増えていると考えられます。

また、保育所での一時預かりにおいては、利用が平日のみであり、事前予約制であるため、緊急の利用に対応が難しいことが課題となっています。

■【その他の一時預かり】利用実績の推移

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
利用延べ人数	1,266	889	1,568	1,540	1,423

資料：保育支援課、子育て応援課

今後の方向性

①量の見込みと確保の内容

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	92,914	90,569	88,654	85,726	82,984
②確保の内容	92,914	90,569	88,654	85,726	82,984
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【その他の一時預かり】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,773	1,696	1,649	1,600	1,552
②確保の内容	1,773	1,696	1,649	1,600	1,552
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】

○平成 27 年度～平成 31 年度にかけて、子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。

【その他の一時預かり】

○ファミリー・サポート・センター事業については、申込み手続きや利用に関し、よりスピーディで利用しやすい制度となるようサービス向上に努めます。

○事業実施箇所の拡大のため、一時預かり事業を実施していない保育所に対して事業実施を要請します。

(4) 病児・病後児保育事業

事業概要

病児・病後児保育とは、病期中、又は病気の回復期の子どもが、保育所や小学校などに通えない状態の場合や、保護者の都合で保育できない場合に一時的に預かる事業です。

実施箇所

病後児保育事業は、市内4か所で実施しています。

- ・島田聖母保育園
- ・大津保育園
- ・初倉保育園
- ・五和保育園

病児保育事業は、市内での実施はありません。

現 状 ・ 課 題

○利用実績の推移をみると、平成22年度～平成26年度にかけて、利用者数は減少傾向にあります。

■利用実績の推移（病後児保育）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
実施施設数(か所)	4	4	4	4	4
延べ利用者数(人)	1,928	1,687	1,437	1,552	1,500

資料：保育支援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

【病後児保育】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
②確保の内容	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○病後児保育事業について、市民に周知をしていきます。

○病児保育事業については、市内医療機関等との協議、調整を行いながら、事業の実施を検討していきます。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

ファミリー・サポート・センターとは、地域において育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員を支援する事業です。対象は0歳（生後2か月）から小学校6年生までの子どもですが、ここでの取り扱いは就学児のみとなっており、就学前児童については、一時預かり事業で取り扱っています。

実施箇所

島田市こども館に事務局を置き実施しています。

現 状 ・ 課 題

- 平成 22 年度～平成 26 年度にかけて、委託会員が減少傾向であるのに対し、受託会員は、平成 26 年度チラシ配布等PRの効果もあり増加が見込まれます。しかしながら、全体的な人数としては、委託会員に対して受託会員が不足している状況です。
- 利用延べ人数については、利用者の状況により変動がありますが、ファミリー・サポート・センターの地域への浸透度は徐々に高まってきてはいるものの、認知度はまだ低く、周知のための活動を図っていくことが重要です。なお、平成 23 年度の人数の少ない理由は、ほぼ毎日利用していた委託会員（放課後児童クラブへの送迎等）が利用しなくなったことが大きな要因となっています。

■利用実績の推移

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1
会員数(人)	委託会員	236	235	222	226	220
	受託会員	103	100	99	108	116
	両会員	70	66	55	45	44
利用延べ人数(人)		353	63	298	505	503

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	505	490	510	500	495
②確保の内容	505	490	510	500	495
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

○平成 26 年度には、委託会員 220 人、受託会員 116 人、両会員 44 人の会員登録があり、必要な提供体制を確保できる見込みです。

○事業を周知し、受託会員の確保と円滑な運営に努めます。

(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業概要

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や、子育て関連情報の提供・講習等を実施する事業です。

実施箇所

市内では、10 か所で実施されています。

【公立】3か所

- ・ 第一保育園（あそぼう会）
- ・ かわね保育園（むくむく）
- ・ 島田市地域交流センター歩歩路（すまいるハウスたまご）

【私立】7か所

- ・ ゆたか保育園（子育てふうせん）
- ・ くりのみ保育園（木の実）
- ・ 島田聖母保育園（シャローム）
- ・ 大津保育園（ひばり）
- ・ 六合第二保育園（にこにこ広場）
- ・ 初倉保育園（たんぽぽ広場）
- ・ 五和保育園（ひよこ）

現 状 ・ 課 題

○利用実績の推移をみると、利用人数は年々増え、平成 22 年度から平成 26 年度までの期間に約 1.5 倍に増加しています。自ら出向ける親子にとっては、育児不安の軽減につながり、とても有効です。一方、出向けない親子への支援が重要課題となっています。

■利用実績の推移

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
延べ利用者数	1,899	2,009	2,096	2,405	2,778

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,285	3,180	3,090	3,000	2,910
②確保の内容	3,285	3,180	3,090	3,000	2,910
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 今後の必要量に対する提供体制を確保できる見込みです。
- 利用したことがない保護者への周知を図り、親子の孤立を防ぎます。また、保健師との連携を強化し、出向けない親子への支援方策等について検討します。
- 妊娠期から利用するよう周知を強化し、妊娠している人が先輩ママからアドバイスや体験談を聞くことでスムーズに子育てを始められるよう支援します。

(7) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

事業概要

子ども、保護者、妊娠している人等が行政窓口や教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、行政の窓口など身近な実施場所で情報提供や必要に応じた相談、助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現 状 ・ 課 題

- 平成 26 年度から子育て応援課に子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する相談や幼稚園や保育所等の利用についての相談など、子育て中の保護者に寄り添った支援を行っています。
- 事業の周知・理解が徐々にされ、子育ての情報収集・発信の場が明確となったことにより、関係機関とのスムーズな連携が図られています。
- 子育て中の親子にとっての身近な支援場所（地域子育て支援センター等）を定期的に訪問し、相談できる体制が効果をあげています。

■利用実績(平成 26 年 11 月末時点)

1. 活動種別 単位: 件

内容	計
電話による相談対応	193
来庁による相談対応	66
地域に出向いた活動 (子育て支援センター等)	40
訪問	12
メールによる相談対応	11
会議出席	37
計	359

2. 活動内容(主訴)等 単位: 件

内容	計
情報提供の依頼(関係機関との連携)	175
子育て支援サービスの案内	51
保育園・幼稚園の入園相談	27
子育ての悩み相談	23
子育てに関する相談	20
子どもの発達の相談	13
訪問等支援活動(相談対応なし)	50
計	359

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位:か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②提供体制と確保の考え方

- 地域子育て支援センター等を巡回するなど、保護者や子どもに寄り添い、解決に向けた支援を行っていきます。
- 子育てコンシェルジュが市民に広く認知されるよう広報し、気軽な相談を促すとともに、広報紙や市ホームページを活用し、子育て情報を積極的に発信します。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの健全な発育、発達のための保健指導、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実施体制

生後2か月頃、市の保健師や助産師が家庭訪問をします。

現 状 ・ 課 題

- 母親が育児に不安や戸惑いを感じやすい生後2か月頃に訪問を実施し、母親の不安の軽減に努めています。
- 訪問時にアンケートを実施し、精神的な状況を含めた育児不安を把握した上で、関係機関と連携し、対応しています。
- 平成26年度の実施率（見込み）は99.7%です。
- 里帰りをしている母子に対しては、希望があれば里帰り先の市町村に訪問を依頼し、帰宅後に連絡して、母子の状況確認と母子保健サービスについて情報提供をしています。

■利用実績の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 見込み
対象者数(世帯)	833	797	806	785	730
訪問数(世帯)	809	793	791	784	728
実施率(%)	97.1	99.5	98.1	99.9	99.7

資料：健康づくり課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(世帯)	709	687	670	649	626
確保の内容(世帯)	709	687	670	649	626
実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

②提供体制と確保の考え方

- 必要な提供体制は十分に確保できており、積極的にアプローチすることにより実施率100%を目指します。
- 子育て支援事業の案内や利用を勧め、子育て世帯の孤立を防ぎます。

(9) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

実施体制

赤ちゃん訪問の実施結果や母子保健事業の実施結果を踏まえ、養育支援が必要な家庭を対象に、市の保健師や家庭児童相談員、育児サポーターなどが訪問します。

現 状 ・ 課 題

- 保健師、家庭児童相談員、育児サポーターが連携し、支援体制を整えています。
- 対象者数は増加傾向にあるものの、全ての家庭に訪問ができている状況です。

■利用実績の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
対象者数(世帯)	26	25	31	22	37
訪問数(世帯)	26	25	31	22	37
実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：子育て応援課、健康づくり課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(世帯)	37	36	35	34	33
確保の内容(世帯)	37	36	35	34	33
実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

②提供体制と確保の考え方

- 養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。また、複数回訪問することで、母親の不安感や負担感の軽減を図ります。
- 赤ちゃん訪問事業の100%実施により、養育支援が必要な家庭を把握します。
- 地域子育て支援センター等の案内や参加を勧め、子育て家庭の孤立を防ぎます。

(10) 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業

事業概要

要保護児童対策地域協議会において、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行い、要保護児童等を支援する事業です。

実施体制

要保護児童対策地域協議会は、構成機関の代表者による代表者会議^{*1}及び実際に活動する実務者から構成される実務者会議^{*2}（児童生徒指導・虐待・DV部会、母子保健・乳幼児部会、障害児等療育部会の3部会）、そして、直接関わっている機関や関係機関の担当者による具体的な対応・支援等を検討する個別ケース対応会議^{*3}で構成されています。

※1 代表者会議

要保護児童対策地域協議会の構成員の代表者による会議で、実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とし、年に1～2回開催し、次の事務を行います。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (2) 実務者会議からの活動状況の報告と評価

※2 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議で次の3部会で構成されています。

- (1) 児童生徒指導・虐待・DV部会

虐待やDV、非行、不登校、いじめ等のケースの情報を交換し対応を検討します。

- (2) 母子保健・乳幼児部会

赤ちゃん訪問や乳幼児相談、健康診査等で子育てに強い不安やストレスを抱えているケースや、若年母子、産後うつ、不適切な養育状態にあり虐待のおそれやリスクを抱えているケース、また子どもに発達上の問題があるケース等について情報の共有化と支援方法を検討します。

- (3) 障害児等療育部会

心身障害・発達障害等子どもの発達に配慮が必要と思われる子どもと、子育てに苦慮し、不安を抱えている保護者への支援方法を検討します。

※3 個別ケース対応会議

個別のケースについて、関係する機関の担当者により適時開催され、具体的な対応、支援等を検討します。

現 状 ・ 課 題

- 代表者会議、実務者会議は毎年定期的を開催しています。個別ケース対応会議については、具体的な対応・支援の検討を行うため、適時実施します。
- 子育てに不安を持つ保護者や精神的に不安定な保護者の増加など複雑なケースが増えています。

■会議開催実績

単位：回

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
代表者会議		1	1	1	1	1
実務者 会議	児童生徒指導・ 虐待・DV部会	5	6	6	6	6
	母子保健・乳幼 児部会	12	12	12	12	12
	障害児等療育 部会	3	2	3	3	3
個別ケース対応会議		77	58	43	88	55

資料：子育て応援課

今 後 の 方 向 性

- 今後も定期的な会議の開催により、県児童相談所、学校、医療機関、警察等の関係機関と緊密な連携と情報共有に努め、問題発生の防止及び対応を効果的に推進していきます。
- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、赤ちゃん訪問の実施等を通じて、支援を必要とする家庭の早期発見、早期対応に努めます。
- 障害児等特別な支援が必要な子どもが安心して生活できるよう、健全な発達の支援の充実に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康管理を行い、母子の健康の保持及び増進を図るため、医療機関や助産所において妊婦健康診査を実施する事業です。

実施体制

母子健康手帳交付時に、公費負担の検査票として、妊婦健康診査票 14 枚、超音波検査票 4 枚、血液検査票 1 枚を交付しています。

現 状 ・ 課 題

- 医療機関に委託し、全妊婦に対する 14 回の健康診査、4回の超音波検査、血液検査を実施しています。
- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の必要性について説明を行っています。
- 里帰り出産などで県外医療機関での妊婦健康診査の受診に対しては、償還払いとしています。

■利用実績の推移

単位：件

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
受診件数	9,778	9,588	9,166	9,197	9,100

資料：健康づくり課

今 後 の 方 向 性

①量の見込みと確保の内容

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診件数	9,520	9,422	9,198	8,904	8,582

②提供体制と確保の考え方

- 必要な提供体制は十分に確保できている状況であり、積極的にアプローチすることにより、受診率 100%を目指します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

事業概要

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方向性

○国の動向に応じ助成を実施します。

(13) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者が病気などにより家庭で子どもを養育することが困難となった場合に一時的に子どもを保護及び養育し、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

実施体制

市内にショートステイを実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は、近隣市の施設で受け入れています。

現状・課題

○市内にショートステイを実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は、近隣市の施設の受け入れが円滑に行われるよう調整を図っています。

今後の方向性

○保護者のニーズがあった場合に、近隣市の施設の受け入れが円滑に行われるよう、情報の収集と提供に努めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（新規事業）

事業概要

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施し、多様な主体の参入を促進する事業です。

今後の方向性

○民間の新規事業者の参入に対する支援の手法を検討し、多様な主体の参入を促進します。

第5章 子育て施策の展開

めざす子育て1 親力の育成

現 状 ・ 課 題

- 平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、基本理念に「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」旨が明記されており、子育てにおける家庭の役割の重要性が強調されています。
- 家庭は子育てや教育の出発点となる場所であり、子どもの健やかな成長のためには、親自身が子育てについて学び、成長していくことが何より重要です。特に小学校から始まる義務教育を受ける上で必要となる集団生活のルール、マナーを、子どもの成長段階に応じて身につけさせることは、保護者の重要な役割です。保護者が家庭教育の重要性をしっかりと認識し、子どもに対する愛情を持ち、子育てに関して一人一人に合った対応や判断ができる子育てを行っていきけるよう「親力の育成」を重点的に進めていくことが大切です。
- 親子が健全な関係を築くためには、その土台となる親子のコミュニケーションが欠かせません。近年、保護者の就労状況や家庭環境の変化により、親子のコミュニケーションの時間が不足している家庭もあり、親子が楽しく安心して遊べ、ふれあえる場所機会をつくるのが健全な親子関係を築く上で必要となります。
- 近年の少子化や核家族化、地域住民のつながりが希薄化したことにより、子育てに対する知識不足から不安感や負担感を抱えることが危惧されます。保護者が子育てに関して正しい対応ができるよう知識を持つことは、子育てに対する過度な不安を取り除き、子育ての喜びを見つけ、子どもに対する愛情を膨らませる上で大切です。そのため、家庭、地域、関係機関などが連携を図り、幼児期からの家庭での教育力の向上に向けた取組が必要です。
- 保護者が子育てに対して大きなストレスを抱えることは、健全な親子関係を阻害する要因となることから、親の子育てに対する不安感を軽減することが大切です。当市では、10か所の保育所等において「地域子育て支援センター」を実施しており、親子で楽しく安心して遊べる場所や、妊婦や親同士が子育ての悩みや喜びを分かちあえる交流の場を提供するとともに、育児不安の相談や指導、地域の子育て情報の紹介を実施しています。また、子育てカフェ^{*1}やつどいの広場事業を実施し、子育て中の親同士がふれあい、悩みを打ち明けられることができる場所、環境づくりに努めています。
- 子育てに関する講座などへ積極的に参加できるよう託児室を設置するなど、誰もが参加しやすい事業実施に努める必要があります。

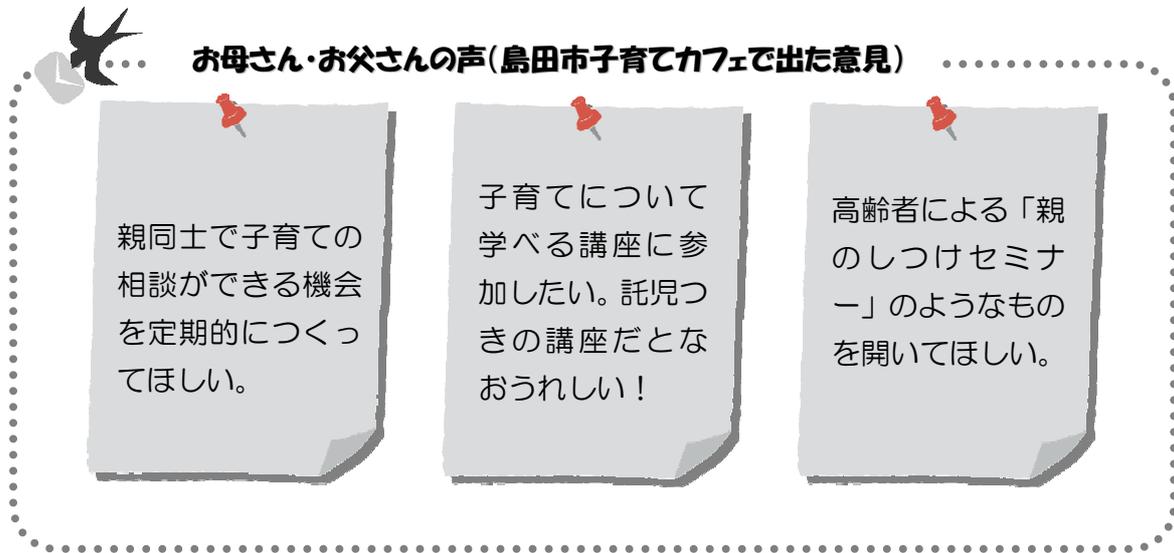
※1 子育てカフェ

子どもを持つ保護者の子育てに関する生の声を聞くことを目的として、平成 26 年3月と同年8月に2回開催し、ワークショップ形式でお茶を飲みながら自由に話し合っていました。

第1回目では、「子育てしやすいまち ママが住みたくなるまち 島田市」をテーマに、子どもの育ちにとってよりよい環境をつくっていくためには何が必要か、また、保護者の皆さ

んの日頃感じていらっしゃる悩みなどについて、自由に意見を出していただきました。

第2回目では、第1回目に出た意見を踏まえ、「課題を解決していくために何が必要か？」
「自分たちに何ができるのか？」について、沢山のアイデアを出していただきました。



今 後 の 方 向 性

≫ 施策1 親子のふれあいの場の充実

≫ 施策2 子育てに関する講演や講座等の充実

≫ 施策3 子育て中の親同士の交流

めざす子育て2 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

現 状 ・ 課 題

- 当市の出生数は減少傾向にあり、子どもの人口も年々減少しています。一方で、女性の社会進出を背景に、低年齢児からの保育ニーズは増大しており、保育所に入所できない「待機児童」の発生が課題となっています。
- 平成25年度に実施した「島田市子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下、アンケートという。）によると、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用している子どもは、0歳児で2割強みられ、1・2歳児では4～5割程度みられます。また、利用状況としては保育所が多いものの、利用希望をみると、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」といった教育ニーズも高くなっています。そのほか、「認定こども園」をはじめ、多様なサービスについても利用希望がみられており、教育・保育ニーズが多様化している現状がうかがえます。
- 保護者の就労形態の多様化にあわせて、保育ニーズも多様化、複雑化しています。時間外保育や病後児保育など、子育てと仕事の両立を支援する事業を充実するとともに、事業の周知を図る必要があります。
- 当市では、私立13か所、公立3か所の保育所があり、民間活力を活用しながら保育を提供しています。また、市内2か所において保育ママを実施しており、平成26年4月からは私立幼稚園1園が認定こども園へ移行するなど、多様な教育・保育サービスが提供されています。
- 子どもの健やかな育ちのためには、幼児期の教育・保育が重要であり、保育の量的拡大とともに、質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要です。
- 近年、育児休業の終了時期である0～1歳児期に保育所への入所が集中し、年度途中の入所が困難になることなどから、子どもを希望の保育所に入所させるために育児休業を早めに切り上げる保護者が増えています。当市においても同様の傾向が見られます。
- 幼稚園及び保育所等において、発達気になる子どもが増加傾向にあり、一人一人の特性等に配慮した対応が求められています。



お母さん・お父さんの声(島田市子育てカフェで出た意見)

保育園入園希望者数の正確な把握をしてほしい。潜在的な待機児童も含めて把握してほしい。

母子手帳交付時に保育園入園情報が欲しい。

教育・保育環境の質を充実するためにも、教育・保育に関わる人たちの労働条件の改善や育成が必要と感じている。

≫ 施策1 多様な教育・保育の提供

≫ 施策2 教育・保育の質の向上

≫ 施策3 産後の休業及び育児休業後の保育サービス利用への支援

■ 施策1 多様な教育・保育の提供 ■

保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、量的拡大を図ります。

子どもの病気回復期など、緊急時の対応を含めた保育サービスの充実により、安心して子どもを預けられる環境整備を継続します。

発達の気になる子どもを受け入れている幼稚園及び保育所等に対し支援体制を強化します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-----------------|----------|
| ①通常教育、保育事業 | 【保育支援課】 |
| ②時間外保育事業 | 【保育支援課】 |
| ③一時預かり事業 | 【保育支援課】 |
| ④病後児保育事業 | 【保育支援課】 |
| ⑤障害児保育事業 | 【保育支援課】 |
| ⑥幼稚園、保育所等巡回訪問事業 | 【保育支援課】 |
| ⑦療育相談事業 | 【子育て応援課】 |

めざす子育て3 子育てと仕事の調和の推進

現 状 ・ 課 題

- 近年、女性の社会進出により共働き家庭が増加しています。一方で、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担意識が残っており、結婚や子育てに関する一人一人の希望の実現には困難が多い状況となっています。こうした状況を問題視し、国は、平成19年度に、仕事と生活の調和の必要性や目指すべき社会の姿を示した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、企業や働く人、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。
- 当市の女性の労働力率は、国、県と比較して高くなっているものの、未婚女性と既婚女性の労働力率は、20歳代前半から30歳代前半までの年代にかけて大きく差が出ており、依然として結婚や出産により離職する女性が多いことがうかがえます。
- 子育てと仕事の両立を支援していくためには、企業において多様な働き方が受容されていることが大切です。そのためには、制度的な整備促進とともに、企業で働く一人一人の意識改革を進め、男女問わず家事、子育てに参画できる職場環境を整備していくことが不可欠です。
- アンケートによると、子育てについての役割は主に母親が担っている傾向にあり、家事や子育ての負担や責任が母親に大きくかかっている現状がうかがえます。さらに、育児休業の取得状況は、母親が31.5%に対して父親は2.2%とその差が大きく、父親が取得できなかった理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」といった項目が上位にあがっているなど、仕事を偏重した男性のライフスタイルが課題となっています。



お母さん・お父さんの声(島田市子育てカフェで出た意見)

市や企業で「パパの子育てDAY」をつくってほしい。決まらなくなってしまえば、休みを取ることでも周りの目も気にしなくてよいし、周りの意識も変わりそう。

父親が子どもと向き合う時間が少ないと、父親自身も子育てに不安を持ってしまう。母親が病気になったときに安心して子どもを任せられない。

子どもが病気になったときに急きょ休みを取るのが難しい。子育てと仕事を両立するために、子どもが病気になった時の受け入れ機関のようなものがあったらよい。

≫ 施策1 企業における子育てと仕事の両立に対する取組の促進

≫ 施策2 父親の子育て参画の促進と意識の啓発

■ ■ 施策1 企業における子育てと仕事の両立に対する
取組の促進 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

建設工事の入札に、子育て支援に取り組む企業に対する評価制度を導入するなど、企業に対して子育て支援に取り組む動機づけをします。

また、育児休業や短時間勤務制度など、多様な働き方に関する情報提供を進め、子育てと仕事の両立を支える職場環境の整備を促進します。

さらに、父親の育児や家事への参加を促し、企業に焦点を当てた子育てしやすい環境の整備を図るため、企業の実績に対する新たな支援を実施します。

仕事と生活の調和が図られるよう、8月の「家族と地域の時間づくり推進月間」を中心に、市民と企業との両方に対して啓発を行います。

民間事業者に対し、事業所内保育事業への参入を促していきます。

■ 主な事業 ■

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ①建設工事の入札における育児休業取得の取組実績評価制度 | 【総務課】 |
| ②「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及、促進 | 【市民安心課】 |
| ③家族と地域の時間づくりの推進 | 【市民安心課】 |
| ④企業内子育て環境アップ事業 | 【商工課】 |
| ⑤育児休業制度、介護休業制度の普及促進 | 【商工課】 |

■ ■ 施策2 父親の子育て参画の促進と意識の啓発 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

子どもが健やかに成長できる親子関係を構築し、家庭教育を行うためには、父親が積極的に子育てに関わり、母親が抱える不安感や負担感を軽減することが大変重要です。

父親が子育ての喜びを実感し、家庭におけるコミュニケーションが育まれるよう、父親と子どもを対象としたふれあいの場を提供するとともに、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、子育て参画の促進と意識の啓発を行います。特に子どもの幼児期から父親が積極的に子育てに関わることがその後の健全な親子関係の構築に欠かせないことから、乳幼児期の子どもを持つ父親を対象とした子育てについての講座を実施します。

また、父親の育児や家事への参加を促し、企業に焦点を当てた子育てしやすい環境の整備を図るため、企業の取組に対する新たな支援を実施します。

さらに、父親が子育てについての疑問や不安、悩みを一人で抱え込むことがないように、子育て支援機関について、父親が相談しやすい雰囲気、環境づくりに努めます。

■ 主な事業 ■

①こども館運営事業	【子育て応援課】
②児童センター、児童館運営事業	【子育て応援課】
③パパママ子育てサロン	【社会教育課】
④親学講座	【社会教育課】
⑤親子ふれあい講座	【社会教育課】
⑥企業内子育て環境アップ事業	【商工課】

めざす子育て4 地域における子育て支援の充実

現 状 ・ 課 題

- 平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、基本理念の中で「子ども・子育て支援は家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とし、子育てにおける地域の役割が欠かせないことを明記しています。
- 本市においては、多くの市民団体による子育て支援活動が行われており、子育てに対する地域住民の関心が非常に高いことが、本市の特色といえます。子育て支援に関わる各種の団体同士が連携、協力体制を築き、本市における子育ての課題や強みを共有することで、効果的な事業実施が期待されます。
- 身近に相談できる相手がおらず、子育てに関する不安や悩みを抱え込む家庭が増加しています。全ての子育て家庭に対するきめ細かな支援を実施するためには、地域全体で子どもを見守り育てていく必要があります。市民団体や地域による子育て支援活動が積極的に行われ、全ての子育て家庭に支援が行き届くような環境づくりが必要です。
- きめ細かな子育て支援を実施するため、更に多くの支援者を育成し、子育て支援団体の活動を強化し、次の世代に引き継いでいくことが大切であると考えています。
- 地域全体で子どもを育てていくことは、様々な年代の人たちとの関わりの中で子どもを育てていくことでもあり、子育て家庭の不安の軽減だけでなく、子どもの健全育成にとっても重要です。また、次代の親となる若者にとっては乳幼児とのふれあいの機会となり、高齢者にとっては地域での居場所づくりや生きがいづくりにつながるため、様々な年代の人を巻き込んで子育て支援の輪を広げていくことが重要です。



お母さん・お父さんの声(島田市子育てカフェで出た意見)

地域住民による保育制度があるとよい。近くにいるじいじ、ばあばに預けたい。

子どもの下校時など、地域の人が交代で見守りするような仕組みができるとうい。

中高生を対象とする子育て支援事業の体験や、子ども遊び専門の若者を育成してほしい。

めざす子育て5 安全・安心な子育て環境の整備

現 状 ・ 課 題

- 安心して子育てをしていくためには、気軽に子育てに関する相談支援・情報提供が受けられる環境が整備されていることが重要です。
- アンケートによると、定期的に幼稚園や保育所等を利用している人は、相談先や情報の入手先として幼稚園教諭や保育士をあげる人が多くなっています。一方で、利用している人、利用していない人ともに「インターネット」や「子育てカレンダー」といった情報媒体をあげている人が多く、誰もが利用しやすい情報提供体制を整備していく必要があります。
- 少子化の要因の1つに子育てによる経済的負担が大きいことがあげられます。子どもを安心して産み育てられる環境づくりのためにも、子育て家庭に対する経済的援助と、その利用促進を図り、子育てに関する負担を軽減していく必要があります。
- 子どもの健全育成の視点からみると、地域の中に子どもの安全・安心な遊び場が確保されていることが大切です。アンケートによると、島田市を子育てしにくいまちであると感じる理由について、「子どもが安心して遊ぶことのできる場所が不足しているから」が就学前の子ども、小学生の子どもともに高くなっています。様々な年代の子どもとの関わりの中で子どもの豊かな感性や創造力、社会性が育まれる交流の場・遊び場の充実が求められています。
- 保育所を利用しているときには時間外保育などが利用できたものの、小学校就学後には放課後児童クラブの預かりの時間が短くなり、仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」が課題となっています。国は、平成26年度から、利用可能時間を拡大する放課後児童クラブへの支援を実施しています。平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、放課後児童クラブの対象学年の拡大が図られており、当市においてもニーズを的確に把握しつつ、施設面、人員配置面など、対応できる体制を整備していく必要があります。



お母さん・お父さんの声(島田市子育てカフェで出た意見)

ファミリー・サポート・センターや育児サポーターなど、評判はよいのに、事業を知らないために利用に結びついていない人が多い。子育て情報の発信、アピールをもっとしてほしい！

安心して遊べる公園をもっと増やしてほしい。少し大きい子が遊べる公園がほしい。

子育てをしていくにあたり、経済的不安があるので、少しでも支援があると「もう1人産んでみようか」という希望が持てるのですが…。

≫ 施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実

≫ 施策2 子育て家庭への経済的援助の推進

≫ 施策3 子どもの安全な居場所づくり

■ ■ 施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

子育てに関する相談・情報提供の窓口として子育てコンシェルジュを配置し、保護者が気軽に相談し、円滑に必要な支援を受けられるよう努めます。

また、地域子育て支援センター、児童センター、児童館等においても子育てに関する相談を受けられる体制づくりを図ります。

さらに、地域子育て支援センターでは、妊娠期から気軽に利用できる雰囲気づくりに努め、妊娠期、出産期における悩みの解消を図ります。

市内の機関や団体が実施する子育て支援サービス、活動に関する情報を集約し、子育てカレンダー、市ホームページ、ポータルサイト、広報紙などの様々な媒体で発信し、子育てに関する悩みの解消と円滑なサービスの利用を促進します。

■ 主な事業 ■

- | | |
|--------------------|----------|
| ①子育てコンシェルジュ | 【子育て応援課】 |
| ②子育てカレンダー配布 | 【子育て応援課】 |
| ③地域子育て支援センター | 【子育て応援課】 |
| ④育児サポーター派遣事業 | 【子育て応援課】 |
| ⑤児童センター、児童館運営事業 | 【子育て応援課】 |
| ⑥つどいの広場事業（きしゃぼっぽ等） | 【子育て応援課】 |
| ⑦療育相談事業 | 【子育て応援課】 |
| ⑧子育て応援つながる環境づくり事業 | 【子育て応援課】 |

めざす子育て6 親と子どもの健康の確保及び増進

現 状 ・ 課 題

- 核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、周囲に相談することができず、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において不安や孤独感を抱える母親が多くなっています。また、女性の社会進出に伴い、全国的に母親の出産年齢の高齢化が進んでおり、当市においても30歳代後半の出産割合が増加しています。
- 当市では、「妊婦健康診査」の助成や、産後の母親に向けた「赤ちゃん訪問事業」や「育児サポーター派遣事業」を実施し、産前、産後の心身の健康確保に努めています。また、子どもの成長に合わせた各種健康診査や相談を実施しており、親子の健康の確保に向けた取組を進めています。
- 乳幼児期からの健やかな育ちを支えていくため、妊娠・出産期から就学期までの一貫した健康管理の指導に努めるとともに、保護者に対する正しい知識の普及を進めていくことが大切です。
- 母子保健計画策定指針に基づき、各市町村において、平成27年度から、国の「健やか親子21（第2次）」を踏まえた母子保健計画を進めていきます。当市でも、平成25年度に策定した「第2次島田市健康増進計画及び第2次島田市食育推進計画」の内容も踏まえながら、総合的な母子保健施策を推進していく必要があります。



お母さん・お父さんの声(島田市子育てカフェで出た意見)

出産についての
フォローがもっと
あるとありがたい。

妊婦への情報発信が
乏しい。妊娠中の健康
のことについてはもち
ろん、出産後すぐ必
要な知識(予防接種の
予約など)を前もって
教えてほしい。

今 後 の 方 向 性

≫ 施策1 各種健康診断・予防接種等の充実

≫ 施策2 健康相談・訪問の充実

≫ 施策3 発達支援体制の充実

めざす子育て7 特別な援助が必要な家庭の生活の向上

現 状 ・ 課 題

- 離婚や未婚出産などによるひとり親家庭の保護者や、障害のある子どもを持つ保護者が育児や生活の悩みを抱えるケースが全国的に多くなっています。また、育児不安を持つ保護者による児童虐待も増加しており、特別な配慮を必要とする子どもへのよりきめ細かな対応が必要となっています。
- 当市においても、把握しているだけで700人程度のひとり親がおり、その数は年々増加しています。核家族世帯が増加している現代においては、同居の親等からの支援が受けられないために、ひとり親家庭が経済面や生活面で困難を抱えるケースが多く、経済的支援や生活支援など一人一人の状況に応じた支援を行う必要があります。
- 障害のある子どもやその保護者は、障害のない子どもとは違った困難に直面するケースが多く、その支援は専門性を要するものとなります。一人一人に必要な支援が行えるよう関係機関との連携を強化し、早期発見から早期療育、就学支援まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。
- 児童虐待は子どもの体や心を深く傷つける重大な問題です。虐待につながる子育て家庭の不安や負担を軽減するためには、関係機関との連携・情報共有により、育児疲れや子育て不安を持つ親の早期発見を図るとともに、専門的な相談支援体制を充実していくことが必要です。



お母さん・お父さんの声(鳥田市子育てカフェで出た意見)

特別支援学級に通うと、区域外就学を余儀なくされる。地域の中での友人関係も途切れてしまうため、全ての学校に特別支援学級の設置を進めてほしい。

ひとり親家庭の生活が向上していかないことに不安を感じる。ひとり親家庭の子どもや貧しい生活を送っている子どもが学力低下等の悪循環をたどることが予想できる。

昨今、児童虐待がニュースで報道されることが多くなった。個々の事情に応じたきめ細かいサービスの提供をしていかないと、悲しいニュースはなくならないと思う。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたっており、子育て支援事業に関係する部署のみならず、全庁的な取組を進めていく必要があります。

本計画を着実に推進するよう関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

(2) 市民や地域、関係機関との連携体制

本計画の推進にあたっては、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのため、市ホームページや広報紙などを通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

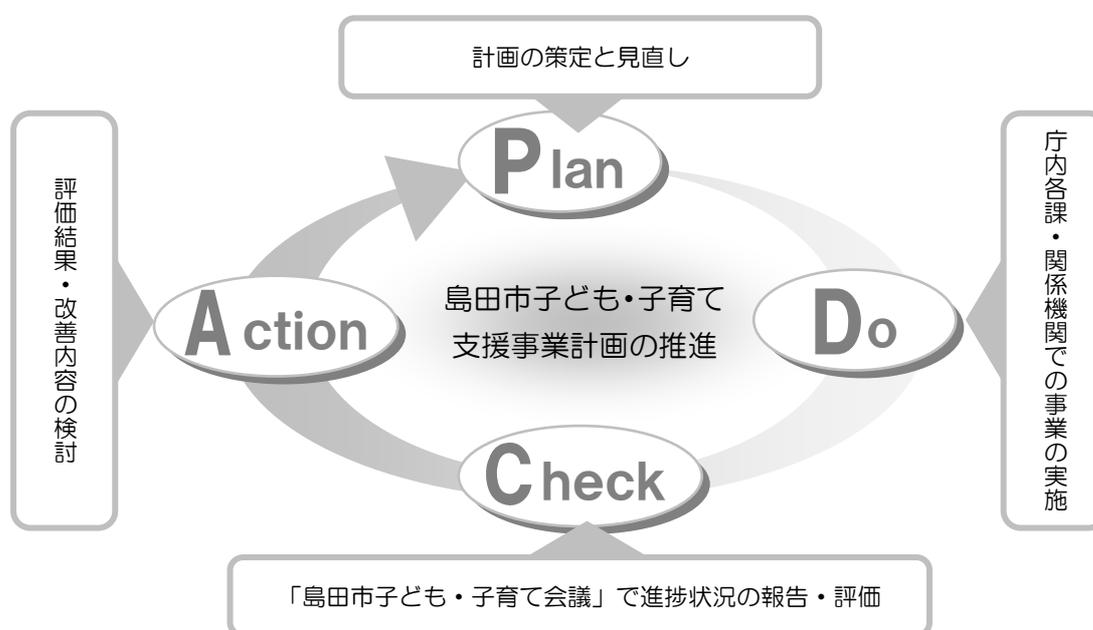
また、幼稚園や保育所の広域利用をはじめ、被虐待児童への対応や障害のある子どもへの支援など、専門的な支援を必要とする場合などには、国や県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取組を進めます。

2 計画の進捗管理と評価

(1) PDCAサイクルを活用した進捗管理と評価

本計画で定めた教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容の両方の数値について、毎年度、需要と供給の状況の確認を行います。また、各施策や事業の進捗状況についても、毎年度、確認を行います。

さらに、毎年度、「島田市子ども・子育て会議」※1において、各事業の進捗状況の報告・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



※1 島田市子ども・子育て会議

現在の社会情勢や制度の在り方を踏まえつつ、当市の地域性や地域の力を生かして子ども・子育て施策全般について、調査・検討・審議をいただく会議です。

地方自治法に根拠を置く市の付属機関(審議会)で、各委員は・島田市非常勤特別職員です。

参考資料

1 計画の策定経過

(1) 平成 25 年度

年月日	内容
平成 25 年 8月 28 日	第 1 回 島田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出について ・島田市子ども・子育て会議の設置趣旨等について ・保護者に対する「ニーズ調査」について
10月 25 日	第 2 回 島田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票について
11月 29 日～12月 18 日	島田市子ども・子育てに関するアンケート調査実施
平成 26 年 2月 4 日	第 3 回 島田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・島田市の子ども・子育て現状カルテ ・島田市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果について ・島田市の子ども・子育て支援事業計画骨子案について
3月 20 日	第 4 回 島田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果報告の内容について ・次世代育成支援対策推進協議会からの意見について ・計画の理念・目標（案）について ・島田市子育て café の開催について ・保育施設の利用定員設定について
3月 23 日	第 1 回 島田市子育て café の開催

(2) 平成 26 年度

年月日	内容
平成 26 年 7月 12 日	第 2 回 島田市子育て Café の開催
8月 4 日	第 1 回 島田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会兼策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・島田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会及び策定作業部会について ・子ども・子育て支援新制度及び計画について ・計画策定スケジュールについて ・事業目標調査ヒアリングシートについて

年月日	内容
8月19日	第1回 島田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について ・教育・保育及び放課後児童健全育成事業に係る基準の制定について ・保育の必要性の認定における就労時間の下限について ・次世代育成支援島田市行動計画の評価について
12月24日	第2回 島田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・島田市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」並びに「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
平成27年 1月7日	第2回 島田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会兼策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画書の構成について ・第5章子育て施策の展開の内容について ・ライフステージ作成について
3月13日	第3回 島田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・島田市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・地域型保育事業の利用定員の設定について
3月16日	第3回 島田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会兼策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・島田市子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 委員名簿

(1) 子ども・子育て会議

選出区分	氏名
学識経験者	永田 恵実子（委員長）
学識経験者 次世代委員、事業主代表	大石 富佐子（副委員長）
子育て支援事業従事者 島田市保育園協会会長	山口 学世
子育て支援事業従事者 島田市幼稚園協会選任	池田 勝太
子どもの保護者 保育園（保護者） 小学校（保護者）	佐々木 一郎
子どもの保護者 幼稚園（保護者） 小学校（保護者）	園部 真由美
子育て支援団体から推薦 妊婦健康診査事業 乳幼児家庭全戸訪問事業 児童発達支援事業所リカバリーここあ施設長	石橋 みさえ
子育て支援団体から推薦 学校支援地域本部	青野 宏子
学識経験者 次世代委員	長田 冨みこ
子どもの保護者 小学校（保護者）	杉本 真美
子どもの保護者 小学校（保護者）	坂田 美智子
学識経験者 労働者代表	岩邊 彰吾
関係行政機関 学校教育課長	服部 正美
関係行政機関 子育て応援課長	岡部 隆祥
関係行政機関 保育支援課長	杉山 悦子

(2) 子ども・子育て支援事業計画 策定委員会

所属(職)	氏名
健やか・こども部長	畑 活年（委員長）
健やか・こども部子育て応援課長	岡部 隆祥
健やか・こども部保育支援課長	杉山 悦子
健やか・こども部健康づくり課長	横田川 雅敏

所属(職)	氏名
企画部企画課長	大石 保巳
市民福祉部福祉課長	中村 正昭
くらし環境部市民安心課長	鈴木 明宏
産業観光部商工課長	北川 善巳
教育部学校教育課長	服部 正美
教育部社会教育課長	中村 好男

(3) 子ども・子育て支援事業計画 策定作業部会

所属(職)	氏名
健やか・こども部子育て応援課 課長補佐	戸田 信子
健やか・こども部保育支援課 幼稚園保育園係長	和田 英弥
健やか・こども部健康づくり課 健康指導係長	天野 由美子
企画部企画課 課長補佐	菊池 智博
市民福祉部福祉課 課長補佐	酒井 敏弘
くらし環境部市民安心課 交通防犯係長	加藤 美和
産業観光部商工課 商工係長	富永 正克
教育部学校教育課 学校教育係長	福島 真澄
教育部社会教育課 青少年係長	新聞 英一

3 子ども・子育て会議条例及び策定委員会設置要領

(1) 子ども・子育て会議条例

平成25年7月16日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 島田市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 委員長は、子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健やか・こども部において処理する。

(平25条例45・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第45号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

[次の条例は、未施行]

○島田市行政組織条例及び島田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(抄)

平成26年12月25日
条例第36号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(島田市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 7 島田市子ども・子育て会議条例(平成25年島田市条例第27号)の一部を次のように改正する。
第7条中「健やか・こども部」を「こども未来部」に改める。

(2) 島田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 島田市は、島田市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、島田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 関係部課及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健やか・こども部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(策定作業部会)

第6条 委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会の構成は、別表第2に定める所属の職員をもって充てる。
- 3 策定作業部会は、委員会に付議すべき事案について、あらかじめ調査研究及び調整を行うものとする。
- 4 策定作業部会は、健やか・こども部子育て応援課長が招集する。
- 5 策定作業部会は、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健やか・こども部子育て応援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

健やか・こども部子育て応援課長
〃 保育支援課長
〃 健康づくり課長
企画部企画課長
市民福祉部福祉課長
くらし環境部市民安心課長
産業観光部商工課長
教育部学校教育課長
教育部社会教育課長

別表第2（第6条関係）

健やか・こども部子育て応援課
〃 保育支援課
〃 健康づくり課
企画部企画課
市民福祉部福祉課
くらし環境部市民安心課
産業観光部商工課
教育部学校教育課
教育部社会教育課



**しまだ子ども未来応援プラン
(島田市子ども・子育て支援事業計画)**

発行：島田市

編集：島田市 健やか・子ども部 子育て応援課

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1

TEL：0547-36-7159 FAX：0547-36-8006

発行年月：平成27年3月
